

令和6年度

奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の  
点検及び評価の結果に関する報告書（令和5年度対象）

## 目 次

はじめに	1
I 点検・評価の概要	2
1 目的	2
2 対象	2
3 実施方法	2
4 審議等の経過	2
II 令和5年度教育委員会の活動状況	3
1 教育委員会会議の開催状況	3
2 教育委員の活動状況	4
3 教育委員会の活動状況に対する評価・意見	5
III 施策の点検・評価	6
1 第2期奈良県教育振興大綱	6
2 施策の体系	7
3 施策評価シート(点検・評価と対する教育評価支援委員からの評価・意見)	7
1 ころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ	
(1) 就学前教育の充実	8-9
(2) 健康教育の充実	10-11
(3) 食育の推進	12-13
(4) 体力の向上と運動習慣の定着	14-15
2 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ	
(1) 主体的・対話的で深い学びの実現	16-18
(2) 教職員の資質向上	19-21
(3) 魅力と活力あるこれからの高校づくり	22-23
(4) ICTを活用した教育の推進	24-25
(5) 学校における働き方改革	26-29
(6) 安全安心な教育環境の整備	30-32
3 働く意欲と働く力をはぐくむ	
(1) キャリア教育・職業教育の推進	33-34
(2) 社会に役立つ実学教育の推進	35-36
4 地域と協働して活躍する人を育てる	
(1) 地域との連携・協働推進	37-38
(2) 地域社会に貢献する人材の育成	39-40
(3) グローバル人材の育成	41-42
(4) 社会教育の推進	43-44
5 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる	
(1) 学校教育における人権教育の推進	45-46
(2) いじめ・不登校等への対策	47-49
(3) 特別支援教育の推進	50-52
(4) 多文化共生教育の推進(外国人児童生徒等への対応)	53-54
IV 関連資料	55
地方教育行政の組織及び運営に関する法律 <sup>抜粋</sup>	55
奈良県教育委員会点検・評価実施要領	56
教育評価支援委員会設置要綱	57

## はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度における教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価を行いました。

点検・評価を行うに当たっては、同条第 2 項により、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされています。

この報告書は同法の規定に基づき、県教育委員会が行った点検・評価の結果をまとめたものです。

奈良県教育委員会

教育長	大 石 健 一
教育長職務代理	伊 藤 忠 通
委 員	上 野 周 真
委 員	田 中 郁 子
委 員	伊 藤 美奈子
委 員	三 住 忍

# I 点検・評価の概要

## 1 目的

県教育委員会は奈良県教育の充実に向けて、様々な施策や事業に取り組んでいます。点検・評価は、県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を見直すとともに、効果的な教育行政の推進及び改善・充実に資することを目的として実施しています。

## 2 対象

次に挙げる項目について、令和5年度の実績に基づき、点検・評価を行いました。

- (1) 県教育委員会の活動状況
- (2) 県教育委員会が実施する施策及び事業

## 3 実施方法

- (1) 県教育委員会の活動状況については、令和5年度の教育委員会の開催状況や審議事項等を総括し点検しました。
- (2) 県教育委員会が実施する施策及び事業については、令和5年度に取り組んだ事業等を20の施策に分類し、各施策を評価単位として、それぞれの事業等の取組状況を基に「施策評価シート」にまとめました。
- (3) 点検・評価の客観性・公平性を高めるため、学識経験を有する方など外部の方々6名により組織する「教育評価支援委員会」において、御意見・御助言をいただきました。「教育評価支援委員会」の委員は次のとおりです。なお、委員の任期は2年とし、再任は妨げないと定めています。

氏名	所属（職）
赤沢 早人	国立大学法人奈良教育大学教育連携講座（教授）
小柳 和喜雄	関西大学総合情報学部・大学院総合情報学研究科（教授）
杉井 潤子	同志社大学赤ちゃん学研究センター（嘱託研究員） 国立大学法人京都教育大学（名誉教授）
高谷 政史	あをによし法律事務所（弁護士）
春山 真美	奈良県PTA協議会（会長）
松村 孝吉	学校法人天理大学（専務理事）

## 4 審議等の経過

- ・令和6年6月13日（木）

教育評価支援委員会会議において、奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行った結果を示し、御意見等をいただきました。

- ・令和6年7月26日（金）

第6回定例教育委員会において、点検及び評価の結果に関する報告書について承認をいただきました。

## II 令和5年度教育委員会の活動状況

### 1 教育委員会会議の開催状況

地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び奈良県教育委員会会議規則に基づき、定例会議を開催し、教育行政に関する重要事項等を審議しました。

#### (1) 定例会議の開催回数

17回（令和3年度16回、令和4年度14回）

#### (2) 審議等の内容

##### ・議決事項

審 議 項 目	件数
委員会規則及び規程の制定改廃	14件
教科書その他の教材の取扱いの一般方針の決定	3件
事務局及び委員会所管の学校（市町村立義務教育諸学校を含む。）その他の教育機関の職員の人事の基本方針の決定	1件
事務局及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関（市町村立義務教育諸学校を含む。）の職員の任免、分限、懲戒処分	4件
社会教育委員その他の法令又は条例規則に基づく各種委員の委嘱及び解嘱	8件
事務局及び委員会所管学校（市町村立義務教育諸学校を含む。）その他教育機関職員の研修の一般方針の決定	1件
教育に関する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価	1件
教育に関する予算及び議会の議決を経るべき議案についての意見の申出	11件
高等学校の通学区域の設定又は変更並びに入学者選抜方針の決定	3件
重要な行事の決定及び教育委員会表彰（軽易なものは除く。）	2件
奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条第1項の規定による学校運営協議会の設置	1件
その他（教育長に委任された事務のうち重要な事項等）	2件
計	51件

##### ・報告事項

（4月人事異動の概要、争訟に関すること、高等学校用教科書の採択等） 19件

##### ・その他報告事項

（各種調査結果、各種行事等実施の概要等） 60件

## 2 教育委員の活動状況

教育委員会会議での議論を深めるため、定例教育委員会の開催にあわせて事前に資料を送付し、様々な教育課題についての各委員の識見を高めるとともに、教育委員会所管事業の実施状況や教育現場の状況把握のため、県内教育施設への視察を行っているほか、県と市町村が連携した取組の一層の推進を図るため、県内の市町村立学校への視察も実施しています。

また、全国都道府県教育委員会連合会、都道府県・指定都市教育委員研究協議会に参加し、各種教育施策の動向や諸課題等について協議、情報交換等を行いました。

回	月日	内容
1	7月10日～ 7月11日	全国都道府県教育委員会連合会第1回総会 行政説明「公立高等学校における小規模校の在り方」を受けた後、議案「令和4年度一般会計歳入歳出決算」等の審議、「教師不足の解消に向けた人材の確保・定着」をテーマとして各都道府県の教育委員と意見交換を行った。
2	10月5日	県内視察 下市町立下市あきつ学園（令和5年4月に開校した1年生から9年生と一緒に学ぶ県内義務教育学校を視察） 県立宇陀高校大宇陀学舎（専攻科である介護福祉科及び令和5年4月に設置した介護福祉・障害者福祉・児童福祉を横断的に学べるラヒホイタヤ科の取組を視察）
3	11月7日	教育委員会選奨授与式
4	11月9日	近畿2府4県教育委員協議会 「生命（いのち）の安全教育」の推進について協議、議案の審議を行った。
5	1月19日	都道府県・指定都市教育委員研究協議会 行政説明「初等中等教育の動向について」を受けた後、「更なる働き方改革、処遇改善、学校の指導・運営体制の充実の一体的な推進について」をテーマとして他自治体の教育委員と意見交換を行った。
6	1月29日	全国都道府県教育委員会連合会第2回総会 議案「令和6年度連合会事業計画」等の審議、行政説明「令和6年度予算における特別支援教育関連施策」を受けた後、「インクルーシブ教育の在り方について」をテーマとして各都道府県の教育委員と意見交換を行った。
7	2月8日	奈良県教育委員会優秀選手賞等表彰式

### 3 教育委員会の活動状況に対する評価・意見

<p>評 意 価 見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議や諸活動における教育委員の出席状況はどのようになっているのか。</li> <li>・全国都道府県教育委員会連合会第1回総会における「公立高等学校における小規模校の在り方」に関して、学校適正規模や運営コストの観点から、課題解決を「学校統廃合」に向けがちのところだが、教育の平準化や地域格差の拡大という問題を生む恐れがあるのではないか。文部科学省では、小規模高等学校のネットワーク構築に関わる調査研究を実施するなど、多様な高等学校の在り方についての模索を行っているところである。奈良県においても、こうした方向性についての議論を継続してほしい。</li> <li>・令和5年度は行われていなかった県内視察が行われているのは、新型コロナの5類感染症への移行によってなのか。</li> </ul>
----------------------------	---

<p>県 教 委 の 考 え 方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・17回のうち、5名全員出席が7回、4名出席が9回、3名出席が1回となっている。県内視察及び近畿2府4県教育委員協議会へは4名、その他全国都道府県教育委員会連合総会や教育委員会選奨授与式へは、それぞれ1名の委員に出席いただいた。</li> <li>・平成30年10月に策定された「県立高等学校適正化実施計画」に基づき、魅力と活力あるこれからの高校づくりを推進しているところである。小規模高等学校においても、学校の教育課程の充実や新しい課程の設置等を進めている。例として、十津川高校・山辺高校に総合学科の設置、山辺高校に通信制課程の設置などが挙げられる。今後も、小規模高等学校を含め、県立高等学校の在り方について検討を続ける。</li> <li>・令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響のため県内視察は実施していない。なお、令和6年度も令和5年度と同じく秋頃の実施を予定している。</li> </ul>
--	--

### Ⅲ 施策の点検・評価

#### 1 第2期奈良県教育振興大綱

令和3年3月に「第2期奈良県教育振興大綱」が策定されました。本大綱では、令和3年度から令和6年度までの4年間の本県教育の振興に関する総合的な方針として、子どもたち一人一人の「学ぶ力」と「生きる力」をはぐくむ「本人のための教育」を行うことを、本県教育が目指す方向性として示しています。

県教育委員会では、「奈良の学び」を実現するため、大綱で示された施策の方針に基づいて、テーマごとに県教育委員会が所管する各分野における20の主要施策を定め、「奈良の学び推進プラン」を策定しました。これは、教育基本法第17条第2項の規定に基づき定める本県教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）にあたります。





## 2 施策の体系

「奈良の学び推進プラン」の実現目標達成に向け、県教育委員会では、年度毎の取組内容と目標・目標値を掲げた「令和5年度『奈良の学び』アクションプラン～奈良の学び推進プランを実現するために～」を策定し、施策の点検・評価を行う際の規準として事業の進行管理に資することとしています。そのため、第2期奈良県教育振興大綱で示された「教育施策の基本方針」に基づいて、テーマ毎に教育委員会が所管する「主要施策」を評価単位として、点検・評価を実施しています。

### 【施策の体系】

教育施策の基本方針	主要施策（評価単位）
1 こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ	(1) 就学前教育の充実
	(2) 健康教育の充実
	(3) 食育の推進
	(4) 体力の向上と運動習慣の定着
2 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ	(1) 主体的・対話的で深い学びの実現
	(2) 教職員の資質向上
	(3) 魅力と活力あるこれからの高校づくり
	(4) ICTを活用した教育の推進
	(5) 学校における働き方改革
	(6) 安全安心な教育環境の整備
3 働く意欲と働く力をはぐくむ	(1) キャリア教育・職業教育の推進
	(2) 社会に役立つ実学教育の推進
4 地域と協働して活躍する人を育てる	(1) 地域との連携・協働推進
	(2) 地域社会に貢献する人材の育成
	(3) グローバル人材の育成
	(4) 社会教育の推進
5 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる	(1) 学校教育における人権教育の推進
	(2) いじめ・不登校等への対策
	(3) 特別支援教育の推進
	(4) 多文化共生教育の推進

## 3 施策評価シート

「20の主要施策」を評価単位として、各施策の状況をそれぞれまとめています。施策評価シートの項目は、

- ・**実現目標**では、取組内容として「奈良の学び推進プラン」の実現目標と経年変化を掲載しています。
- ・**現状と課題**では、「実現目標」についての令和5年度の現状と課題を記載しています。
- ・**令和5年度取組**では、令和5年度取組内容と目標・目標値、そして令和5年度の現状値や結果を掲載しています。
- ・**成果と今後の展開**では、令和5年度の成果と課題を踏まえた上で、1年間の評価と今後の展開について記載しています。

## (1) 就学前教育の充実

実現目標	No.	取組内容		目標・目標値		
	①	就学前教育プログラム「はばたくなら」の充実・普及		活用率の増加		
	②	就学前教育に関わる人材の育成ガイドラインの策定と活用		令和3年度中に策定 活用者数の増加		
	③	各園所と小学校が連携協働した円滑な接続の取組		研修実施市町村数の増加		
	④	家庭教育支援チームの構築支援		登録数の増加		
経過	No.	現状（策定時・R2）	現状（R3）	現状（R4）	現状（R5）	現状（R6）
	①	45.8%	52.3%	55.1%	67.6%	—
	②	骨子作成	ガイドラインの完成	研修参加者数 158名	研修参加者数 222名	—
	③	8市町村	10市町村	31市町村	33市町村	—
	④	8市町 12チーム	11市町 15チーム	12市町 17チーム	12市町 17チーム	—
現状と課題	<p>就学前教育の充実に向け、奈良県版就学前教育プログラム「はばたくなら」の充実・普及に取り組み、その活用率は、令和4年度から12.5ポイント上昇した。令和3年度に策定した就学前教育に関わる人材の育成ガイドラインを活用した研修に222名が参加した。就学前教育における学びと義務教育における学びの円滑な接続に関する研修が33市町村で実施された。</p> <p>また、各市町村の家庭教育担当者から、地域の子育てサークル等の活動に関する情報を収集し、家庭教育支援チームとして登録する団体の開拓に力を入れているところである。</p>					
令和5年度の取組 No.は実現目標のNo.と対応	No.	取組内容		R5目標・目標値		R5現状値
①	就学前教育アドバイザーによるサポート講座等を実施し、就学前教育プログラムの普及を図る。		就学前教育プログラムの活用率の増加 65%		67.6%	
②	就学前教育に関わる人材の育成ガイドラインを活用した研修を実施する。		研修参加者数 200名以上		研修参加者数222名	
③	市町村等で行う幼小接続をテーマとした「はぐくみ講座」及び幼小接続研修会を実施する。		研修実施市町村数の増加 35市町村		33市町村	
④	市町村における家庭教育支援チームの構築を支援する。		登録数の増加 14市町村 19チーム		12市町村 17チーム	
成果と今後の展開	<p>県内の就学前教育に関わる全ての関係者が共通の意識をもって子どもの心と身体を育むことができるよう、就学前教育プログラム「はばたくなら」の普及・活用を図るため、就学前教育アドバイザーによる講座等を実施しており、県内の6割以上の国公立園所において活用されている。今後も引き続き、講座や各種研修会で実践事例集と併せて説明を行い普及・活用が図られるよう取り組んでいく。</p> <p>就学前教育に関わる人材育成の研修を実施し、222名の参加があった。今後も教育・保育の質の向上をリードする地域リーダーの育成を図るとともに、保育所・認定こども園・幼稚園教職員等と小学校教員を対象とした研修会の実施、就学前教育関係者協議会の開催等により、施設類型を越えた研修の一体化・一元化を目指すとともに、幼児教育と小学校教育の教育内容や指導方法の相違点・共通点を理解し合う取組を進めていく。</p> <p>イベントを開催して家庭教育支援チームの活動を広く宣伝したり、家庭教育セミナーを開催して地域の子育てサークル等に家庭教育支援チームとしての登録を呼びかけたりと家庭教育支援チームの登録数の増加に向け取り組んでいる。今後も、市町村の家庭教育担当者と連携しながら、新規に登録するチームの開拓に努める。</p>					

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 意 価 見</p>	<p>■就学前教育プログラム「はばたくなら」について          ・活用率は年々増加しているが、最終目標はどこか。</p> <p>・活用を推進するためにも、周知方法を考えてはどうか。</p> <p>■家庭教育支援チームの構築について          家庭教育支援チームの登録数の増加が少なく、市町村で地域の偏りなく推進されているのか。</p> <p>■現状と課題について          「家庭教育支援チームとして登録する団体の開拓」という表現を、新たに創り出す意味を含めて「創出」としてはどうか。</p>
----------------------------	--

<p>県教委の 考 え 方</p>	<p>○就学前教育プログラム「はばたくなら」について          ・活用率 100%を目標にしているが、各園・所における就学前教育の質の向上を図ることを最終目標にしている。新たな今日的な教育・保育に係る諸問題に対応するための周知、研修等の実施を今後も継続して進めていくべきだと考えている。</p> <p>・国公立園所全ての就学前施設に配布、研修等での活用等取り組んでいる。今後も、周知方法を検討していく。</p> <p>○家庭教育支援チームの構築について          家庭教育支援チームへの登録については、各市町村教育委員会の生涯学習課・地域教育課などの家庭教育担当課へ周知している。今年度に入り、1市からの新規申請があり、現在、文部科学省へ申請準備をしているところである。今回の申請は、市の社会福祉協議会への声かけによるものであった。今後も、社会福祉協議会等への声かけなど、効果的な周知に努める。例年、12月に実施している「家庭教育支援セミナー」も登録数増加に有効な取組と考えている。</p> <p>○現状と課題について          「創出」という語は、家庭教育支援活動を行う団体への直接的な働きかけを連想するので、市町村担当課と連携しつつ、今年度も「家庭教育支援チームとして登録する団体の開拓」を行っていきたい。県内の家庭教育支援団体を多く知ることができるよう、広くアンテナを張り、情報をキャッチしていきたい。</p>
-------------------------------	--

## (2) 健康教育の充実

No.	取組内容	目標・目標値
①	適切なアレルギー対応の周知	校内研修の開催率の増加
②	子どもの健康課題を踏まえた学校保健活動の充実	学校保健委員会の開催率の増加

経過

No.	現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)
①	令和3年度から実施	64.5%	65.6%	71.4%	—
②	小学校 55.0% 中学校 56.7% 高等学校 90.2% 特別支援学校 100%	小学校 49.5% 中学校 51.5% 高等学校 97.3% 特別支援学校 100%	小学校 65.9% 中学校 60.0% 高等学校 100% 特別支援学校 100%	小学校 94.4% 中学校 81.3% 高等学校 100% 特別支援学校 100%	—

現状と課題

アレルギー事故の報告件数は増加しており、令和5年度43件(前年度比+13)となっている。事故発生の傾向として、マニュアルにより複数者による確認等が定められているが、適切に実行されなかったことによる事例が多く見られた。アレルギー事故の防止については、学校全体体制により、対応マニュアルの作成及びその内容の把握、実行に至るまで、全職員が一体となって取り組む必要がある。各学校において校内研修を開催し、全職員の共通理解のもとでアレルギーに関する事故防止に努めるよう呼びかけることが必要である。地道な呼びかけにより、適切なアレルギー対応に向けた校内研修の開催率は71.4%(前年度比5.8ポイント増)となっている。また、児童生徒を取り巻く社会環境や生活環境の急激な変化に伴う様々な健康課題に対応するため、学校保健委員会を開催し、協議する必要性を周知し、その開催率の向上を図ることが課題となっている。学校三師の協力もあり、学校保健委員会の開催率は増加傾向にある。

No.	取組内容	R5目標・目標値	R5現状値
①	医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等の関係機関と積極的に連携することにより、研修内容を充実させ、教職員の資質や指導力向上を図る。	県教育委員会主催の研修会の開催4回以上 年間参加者600人以上	県教育委員会主催の研修会の開催8回 年間参加者664人
②	全ての教職員が学校保健に対する理解を深め、校内組織が十分に機能する学校保健活動の取組を推進する。	学校保健委員会の開催率 小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% 特別支援学校 100%	学校保健委員会の開催率 小学校 94.4% 中学校 81.3% 高等学校 100% 特別支援学校 100%

令和5年度の取組

No.は実現目標のNo.と対応

成果と今後の展開

医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等の関係機関と積極的に連携を図り、県教育委員会主催の研修会を8回開催し、教職員や管理職の資質向上に取り組むことができた。今後は、学校のニーズに応じた研修会の内容の充実を図っていく。

また、アレルギー事故を防止するため、学校保健に係る研修会等の機会がある度に学校保健委員会の開催の必要性を周知し、学校保健委員会の開催率及びアレルギー対応に係る校内研修会の開催率の向上に努めている。その結果、小・中学校ともに開催率は向上した。今後も引き続き、小・中学校における開催率の向上に努める。

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 意 価 見</p>	<p>■学校保健委員会の開催率について 高等学校、特別支援学校が開催率 100%なのに対し、小・中学校の開催率が低いのはなぜか。</p> <p>■現状と課題について 「全職員が一体となって」「全職員の共通理解のもと」など全職員が強調されているが、誰がどのように指示を出し、具体的な役割分担や体制はどのようになっているのか。 また、目標や目標値が「開催率」のみに終始している印象を受ける。開催率が増加することによって、どのようなことが通知徹底できるのか。</p> <p>■成果と今後の展開について 「学校のニーズに応じた研修会」について、具体的なニーズをどのように把握しているのか。</p>
----------------------------	--

<p>県 教 委 の 考 え 方</p>	<p>○学校保健委員会の開催率について 小学校・中学校での学校保健委員会の開催率が低い理由としては、山間部等に設置されている小・中学校では、学校医等が遠方に勤務されており、集合型での学校保健委員会を開催することが難しいことが考えられる。また、小規模校では、常に教職員全体で児童生徒の健康状態を情報共有しているため、学校保健委員会の必要性を感じていないことがある。このような場合には、学校保健委員会の目的や意義を理解していただき、オンライン等での開催を提案するなどして、開催率の向上を目指していく。</p> <p>○現状と課題について 学校におけるアレルギー事故に対応するためには、学校として学校長を中心とした組織体制の構築が求められており、全職員が十分な研修のもと、いつ、誰に、どこで起きるか分からないアレルギー事故に、柔軟かつ適切に対応できることが求められている。学校における組織体制の構築や職員研修の必要性等については『学校におけるアレルギー疾患対応指針』（奈良県教育委員会・奈良県学校保健会）や県教育委員会主催のアレルギー対応に関する研修会等で周知を図っている。 学校保健に関する課題は各学校によって様々であり、その解決に向けた意見交換や対策案の作成を目指す学校保健委員会の開催率を向上させることが学校における保健活動の推進と児童生徒等の健康の維持・増進に直結すると考えている。 また、いつ、誰に、どこで起きるか分からないアレルギー事故に、柔軟かつ適切に対応できるようにするためには、学校における職員研修は不可欠であり、全職員の共通理解のもとアレルギー事故に対するスキルの向上を図るためにその開催率の向上に努める。</p> <p>○成果と今後の展開について 緊急時の学校における医療行為に対して不安に感じるという教職員の意見が増えている。アレルギー症状に対するアドレナリン自己注射薬などの医薬品投与は、緊急時において児童生徒が自ら使用できないなど、やむを得ない場合に限り教職員の使用が認められている。その行為は、事前に医師が学校等において使用する必要性を認め、使用の際の留意事項について書面で指示を受けていることが前提となっ てはいるが、各医薬品の学校での管理や使用時の留意点、学校における組織体制の構築、医療機関や救急隊との連携などに関する研修のニーズは高まっていると考えている。</p>
--	--

## (3) 食育の推進

No.	取組内容				目標・目標値		
	①	学校教育を生かした食育の推進				食育推進委員会開催率の増加	
	②	地場産物の積極的な活用				学校給食における活用率の増加	
経過							
No.	現状（策定時・R2）	現状（R3）	現状（R4）	現状（R5）	現状（R6）		
①	小学校 80.4% 中学校 66.3% 高等学校 85.4% 特別支援学校 90.0%	小学校 72.4% 中学校 72.0% 高等学校 75.6% 特別支援学校 100%	小学校 75.1% 中学校 71.6% 高等学校 86.8% 特別支援学校 100%	小学校 82.4% 中学校 78.6% 高等学校 91.7% 特別支援学校 100%	-		
②	26.5%	28.5%	29.5%	30.6%	-		
現状と課題	<p>各学校では、学校教育を生かした食育の推進を図るため、食育推進委員会を開催し、各校における食に関する課題解決に向けた取組の推進を促している。その成果もあり、令和5年度は全校種で開催率を増加または維持することができた。</p> <p>また、学校給食における地場産物の積極的な活用については、第3期奈良県食育推進計画の策定時の19.0%（平成28年度）から順調に増加し続け、今年度初めて30.0%を超えることができた。</p> <p>今後はこれをいかにして維持、継続していくかが課題となる。</p>						
令和5年度の取組	No.は実現目標のNo.と対応		R5目標・目標値		R5現状値		
①	学校給食を生きた教材として捉え、日々の給食指導や関連する教科及び総合的な学習の時間等を活用し、学校全体での組織的な取組を推進する。		食育の日の取組率の向上(前年度比)		小 67.0%→85.0% 中 67.0%→79.0% 高 18.0%→14.0% 特 70.0%→90.0% (R4) (R5)		
②	地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、生産者の努力や食に関する感謝の念を育むために、教科の学習や学校給食等において地場産物の活用を図る。		学校給食における地場産物活用率の増加(前年度比)		29.5%→30.6% (R4) (R5)		
成果と今後の展開	<p>栄養教諭を中心とした組織的な推進体制の構築により、学校における食育の推進に向け、毎月の食育の日（19日）を意識した学校全体での取組が定着しつつある。生きた教材として効果的に活用できる学校給食を実施していない高等学校における取組率が伸び悩んでいることが課題と言える。</p> <p>また、学校給食等における地場産物の活用については、県内の生産者や奈良県学校給食会等との連携により、第3期奈良県食育推進計画の策定時（平成30年3月）の19.0%から順調に増加し続け、初めて30%を超えることができた。今後は、地場産物の活用率を維持できるよう、県内生産物を活用したレシピや、学校給食に活用しやすい加工品の開発などに更に注力するとともに、「学校給食ハンドブック」を活用した食に関する指導の充実を図る。</p>						

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 価 意 見</p>	<p>■食育推進委員会の開催率について          中学校における食育推進委員会の開催率が他校種に比べて低いのはなぜか。</p> <p>■地場産物の積極的な活用について          地場産物の活用率が30%を超えたことが大いに評価できる。「維持」に満足することなく、今後、さらにどのような工夫ができるのか、何か意見があれば示してほしい。</p>
--------------------	--

<p>県教委の 考え方</p>	<p>○食育推進委員会の開催率について          高等学校、特別支援学校の多くが県立学校であり、県教育委員会が直接指導できることは大きいと考える。市町村教育委員会が設置者となる市町村立学校については、市町村教育委員会に対して開催するよう指導をお願いするにとどまっているのが現状である。食育推進委員会の開催については、食に関する指導の全体計画を策定するにあたり、組織的に推進するために必要と考えている。今後も、学校保健委員会等、他の会議と併せて開催するなどの方策についても周知しながら開催率の向上に努める。</p> <p>○地場産物の積極的な活用について          県教育委員会が所管する学校給食における地場産物の活用率については、栄養教諭等を中心とした学校給食関係者の努力により30%を超える成果につなげることができたと実感している。第4期奈良県食育推進計画においても今後は維持増加した市町村の割合が50%以上を目標としているので、各地域の実情に合わせて取組を進めるよう努める。</p>
---------------------	---



## (4) 体力の向上と運動習慣の定着

No.	取組内容		目標・目標値		
①	児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等の向上		全国調査全国平均レベルの維持		
②	運動習慣向上のための取組の推進		「外遊び、みんなでチャレンジ！」記録登録者数の増加		
③	体力向上に係る校種間（小・中・高等学校）連携の推進		学校間連携に係る打合せ実施率の増加		
経過					
No.	現状（策定時・R2）	現状（R3）	現状（R4）	現状（R5）	現状（R6）
①	小・中学生の男女ともに平成27年度からほぼ全国平均レベル	中学生は全国平均以上、小学生は全国平均以下であるが、ほぼ全国平均レベル	小学生男子、中学生は全国平均以上、小学生女子は全国平均以下であるが、ほぼ全国平均レベル	小学生男・女 中学生男・女 全てで全国平均以上となった。	—
②	5,480件	6,666件	3,469件	2,894件	—
③	—	文書による啓発3回 諸会議を通じた啓発3回	文書による啓発3回 諸会議を通じた啓発3回	文書による啓発3回 諸会議を通じた啓発3回	—
現状と課題	<p>体力テストにおいては、小・中学生男・女の全てで全国平均を上回った。中でも小学生女子においては、調査開始以降初めて全国平均を上回るなどの成果も見られた。一方で、全国的に体力の低下が見られ、県においても特に中学生女子の体力低下が顕著となった。運動習慣などに関するアンケートの結果、体育の授業を除く1週間の総運動時間が1時間未満の小・中学生の割合が全国平均より高いことから、「外遊び、みんなでチャレンジ！」等、運動に親しむ機会の創出に努めているが、参加児童数が大幅に減少していることが課題である。</p>				
令和5年度 の取組	No.	取組内容	R5目標・目標値	R5現状値	
Noは実現 目標のNo. と対応	①	小学校の教員を対象とした、体力向上の取組や体育指導の充実と発展を図ることを目的とする研修会(ステップアップミーティング)を開催する。	年間3回	年間3回	
	②	小学生を対象に、なわとびやボール運動等の記録達成(登録)に挑戦する「外遊び、みんなでチャレンジ！」を実施し、各種目の上位者を表彰する。	記録登録数 7,000件 記録登録校数増加	記録登録数 2,894件 記録登録校数 24校(+6)	
	③	体力向上に係る校種間(小・中・高等学校)連携のための研修会を実施する。	年間3回	年間3回	
成果と今後の展開	<p>小学校の教員を対象とした、体力向上の取組や体育指導の充実と発展を図ることを目的とする研修会(ステップアップミーティング)を年間3回開催し、いずれの研修会においても事後アンケートで参加者の満足度90%以上の成果を上げている。また、小学生を対象に、なわとびやボール運動等の記録達成(登録)に挑戦する「外遊び、みんなでチャレンジ！」をスプリング・サマー・ウインターの年3回実施し、体育の授業以外の運動の機会の創出に努めた。今後は、更に運動に興味関心を高める授業の推進に努めるとともに、「外遊び、みんなでチャレンジ！」への参加児童数の増加に努める。</p>				



■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 意 価 見</p>	<p>■「外遊び、みんなでチャレンジ！」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加児童数の減少の原因は、何か。確認できていることがあれば教えていただきたい。また、児童の体力・運動能力が向上しているのであれば、学校独自の活動ができるようになり、その役割を終えたと考えることができるのではないか。</li> <li>・参加している学校が決まっているのではないか。周知する方法を考えていく必要があるのではないか。</li> </ul>
----------------------------	--

<p>県教委の 考え方</p>	<p>○「外遊び、みんなでチャレンジ！」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍を機に「外遊び、みんなでチャレンジ」の在り方について再考することとし、参集型での記録会は開催せず、コロナ禍においても取組が可能な内容へと変更した。そのような中で、登録校数・参加者は一時期に比べ減少し、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いが変更になった現在も増加傾向にはなっていない。</li> <li>しかし、「外遊び、みんなでチャレンジ」をはじめとした体力向上に向けた地道な各種取組が、本県の児童生徒の全国体力テストの結果に与える影響は大きいと考えている。</li> <li>今後も、「外遊び、みんなでチャレンジ」の趣旨を尊重しながら、それを理解した上で、参加・登録していただく学校及び児童数が増加し、運動が好きで主体的に運動に取り組むことができる子どもの増加を目指し、その在り方・内容等について考えていく。</li> <li>・現在、例年ほぼ同じ学校が参加している状況にある。取組の内容については、体育担当者を対象とした研修で子どもたちが活動しやすい形を検討している。また、研修の参加者を増やしていくことで、多くの先生方にこの取組に参加していただくということを目標にあげている。周知の工夫については、今後検討していく。</li> </ul>
---------------------	---

## 2

## 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ

## (1) 主体的・対話的で深い学びの実現

No.	取組内容		目標・目標値		
①	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善		定性的目標		
②	基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得に向けた指導の充実		全国学力・学習状況調査 国語、算数・数学の平均 全国平均以上		
③	学習意欲の向上に関する取組の推進		県独自調査学習意欲に関する設問に対する肯定的回答率の向上		
④	家庭や地域社会と連携した読書活動の推進に関わる取組の推進		全国学力・学習状況調査 授業時間以外に普段全く読書をしていない児童生徒の割合の減少		
経過					
No.	現状（策定時・R2）	現状（R3）	現状（R4）	現状（R5）	現状（R6）
①	教育課程研究集会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会を1回ずつ開催	教育課程研究集会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会を1回ずつ開催	教育課程研究集会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会を1回ずつ開催	教育課程研究集会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会を1回ずつ開催 学ぶ力育成実践研究事業の公開授業8回及び学ぶ力育成フォーラム1回開催	—
②	小 63.0% (全国 65.2%) 中 65.5% (全国 66.3%) (R1)	小 65.0% (全国 67.5%) 中 58.0% (全国 60.9%)	小 62.5% (全国 64.4%) 中 59.0% (全国 60.2%)	小 63.5% (全国 64.9%) 中 58.5% (全国 60.4%)	—
③	—	県独自調査項目の開発完了	予備調査を実施	肯定的回答の割合 小 70.1% 中 57.2% 高 58.0% 特 56.9%	—
④	小 22.6% (全国 18.7%) 中 43.5% (全国 34.8%)	小 27.1% (全国 24.0%) 中 47.3% (全国 37.4%)	小 29.9% (全国 26.3%) 中 47.3% (全国 39.0%)	小 28.8% (全国 24.5%) 中 43.9% (全国 36.8%)	—

実現目標

現状と課題	<p>各学校において各教科等における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が図られるよう、教育課程研究会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会をそれぞれ1回ずつ開催した。全国学力・学習状況調査の調査結果では、各教科の平均正答率は、令和4年度に引き続き令和5年度においても、小・中学校ともに全国平均より下回っている。また、県独自調査において、学習意欲に関する「勉強していて新しいことを知ることは楽しい」「わからない問題も、すぐあきらめず、いろいろ考えようとする」「自分で目標や計画を立てて勉強している」の3つの質問項目を設定し、令和4年度の予備調査を経て、令和5年度9月に悉皆で調査を実施した。学ぶ力育成実践研究事業において公開授業及び協議、学ぶ力育成フォーラムにおいて本事業協力校の成果等の周知を行うなど、本県の学校教育の質の向上を図っているところである。今後も各学校において、引き続き主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組めるよう、県から実践事例の周知を行うなどして支援を行っていく必要がある。</p>																				
令和5年度の取組	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="304 586 363 638">No.</th> <th data-bbox="363 586 887 638">取組内容</th> <th data-bbox="887 586 1233 638">R5目標・目標値</th> <th data-bbox="1233 586 1433 638">R5現状値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="304 638 363 750">① ② ③</td> <td data-bbox="363 638 887 750">主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に係る実践事例を紹介・提案し、指導力の向上を図る。</td> <td data-bbox="887 638 1233 750">教育課程研究会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会の開催</td> <td data-bbox="1233 638 1433 750">2回開催</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 750 363 896">① ② ③</td> <td data-bbox="363 750 887 896">教育セミナーの実施 奈良県教育の課題解決を目的に、県立教育研究所員、研究協力校等が行った実践的研究の成果を発表するとともに、外部講師による基調講演において教育に関する最新の情報を提供する。</td> <td data-bbox="887 750 1233 896">参加者の満足度 90%以上</td> <td data-bbox="1233 750 1433 896">Part 1 講演 97.9% 研究発表 97.2% Part 2 96.7%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 896 363 1030">③</td> <td data-bbox="363 896 887 1030">学習意欲に関する県独自調査を実施する。</td> <td data-bbox="887 896 1233 1030">学習意欲に関する設問に対する肯定的回答率の向上</td> <td data-bbox="1233 896 1433 1030">肯定的回答の割合 小 70.1% 中 57.2% 高 58.0% 特 56.9%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 1030 363 1279">④</td> <td data-bbox="363 1030 887 1279">学校図書館の振興に向けた調査研究事業を実施する。</td> <td data-bbox="887 1030 1233 1279">読書が好きと回答する児童生徒の割合全国平均以上  学校の授業時間以外に全く読書をしないと回答する児童生徒の割合(月～金)全国平均以下</td> <td data-bbox="1233 1030 1433 1279">小 68.7% (全国 71.8%) 中 61.7% (全国 66.0%)  小 28.8% (全国 24.5%) 中 43.9% (全 36.8%)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	取組内容	R5目標・目標値	R5現状値	① ② ③	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に係る実践事例を紹介・提案し、指導力の向上を図る。	教育課程研究会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会の開催	2回開催	① ② ③	教育セミナーの実施 奈良県教育の課題解決を目的に、県立教育研究所員、研究協力校等が行った実践的研究の成果を発表するとともに、外部講師による基調講演において教育に関する最新の情報を提供する。	参加者の満足度 90%以上	Part 1 講演 97.9% 研究発表 97.2% Part 2 96.7%	③	学習意欲に関する県独自調査を実施する。	学習意欲に関する設問に対する肯定的回答率の向上	肯定的回答の割合 小 70.1% 中 57.2% 高 58.0% 特 56.9%	④	学校図書館の振興に向けた調査研究事業を実施する。	読書が好きと回答する児童生徒の割合全国平均以上  学校の授業時間以外に全く読書をしないと回答する児童生徒の割合(月～金)全国平均以下	小 68.7% (全国 71.8%) 中 61.7% (全国 66.0%)  小 28.8% (全国 24.5%) 中 43.9% (全 36.8%)
No.	取組内容	R5目標・目標値	R5現状値																		
① ② ③	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に係る実践事例を紹介・提案し、指導力の向上を図る。	教育課程研究会及び全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会の開催	2回開催																		
① ② ③	教育セミナーの実施 奈良県教育の課題解決を目的に、県立教育研究所員、研究協力校等が行った実践的研究の成果を発表するとともに、外部講師による基調講演において教育に関する最新の情報を提供する。	参加者の満足度 90%以上	Part 1 講演 97.9% 研究発表 97.2% Part 2 96.7%																		
③	学習意欲に関する県独自調査を実施する。	学習意欲に関する設問に対する肯定的回答率の向上	肯定的回答の割合 小 70.1% 中 57.2% 高 58.0% 特 56.9%																		
④	学校図書館の振興に向けた調査研究事業を実施する。	読書が好きと回答する児童生徒の割合全国平均以上  学校の授業時間以外に全く読書をしないと回答する児童生徒の割合(月～金)全国平均以下	小 68.7% (全国 71.8%) 中 61.7% (全国 66.0%)  小 28.8% (全国 24.5%) 中 43.9% (全 36.8%)																		
成果と今後の展開	<p>各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組むとともに、「学びに向かう力、人間性等」の育成を一層充実させ児童生徒の学習意欲向上に資するよう、教育課程研究会や全国学力・学習状況調査の調査結果の活用による指導改善に向けた説明会等で、実践事例を紹介・提案し、教員の指導力の向上を図っていく。</p> <p>また、学ぶ力育成実践研究事業において、ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善をテーマに、協力校8校で公開授業と研究協議等による研修会を開催した。加えて、学ぶ力育成フォーラムにおいて、本事業協力校の成果等の周知、協議や講演を行った。学ぶ力育成に係る研修の今年度の参加者は140名であり、来年度は、更なる参加者の増加を目指すとともに、これらの取組を通して本県の学校教育の質の向上を図っていく。</p> <p>令和5年度の教育セミナーは、「令和の日本型学校教育」の実現を目指し、県内教育関係者等の理解を深める機会として開催した。Part 1を7月24日(月)に集合型とライブ配信を組み合わせたハイブリッド型で開催し、特別講演のほか、令和4年度長期研修員、大学院研修員、特別指定研修員による研究発表とトークセッションを行った。大阪成蹊大学准教授福岡亮治氏による講演に対する参加者の満足度は97.9%、研修員による研究発表に対する満足度は97.2%であった。Part 2として8月23日(水)までオンデマンド型で配信した「読解力向上プラン」を意識した授業の紹介動画、電子黒板及び1人1台端末を活用した授業の紹介動画、研修員の研究報告動画、子どものセーフティネット各種支援の紹介動画、次世代型教職員支援センターの紹介動画への満足度は96.7%であった。令和4年度同様肯定的な回答を得た。今後も、教職員が学び続けるために役立つ情報を提供し、教職員にとって研修を深めやすい時期や参加方法を検討していく。</p> <p>読書活動に関しては、全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、読書が好きと回答する児童生徒の割合が全国平均以上、学校の授業時間以外に全く読書をしないと回答する児童生徒の割合が全国平均以下になることを目指す。そのために、読書活動推進事業を実施し、実践研究地域の取組を県内に普及することにより、県内の読書活動を充実させていく。</p>																				

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 意 価 見</p>	<p>■「学ぶ力育成実践研究事業」について 県独自調査、「学ぶ力育成実践研究事業」「学ぶ力育成フォーラム」の関連は、どのようになっているのか。</p> <p>■読書活動の推進に関わる取組について 読書活動の推進に関わって、調査研究等を継続的に実施しているが、児童生徒の読書活動の定着に必ずしも結びついていないのではないかと。現在行っているものとは別の総合的な取組が必要なのではないかと。</p>
----------------------------	---

<p>県教委の 考え方</p>	<p>○「学ぶ力育成実践研究事業」について 「学ぶ力育成実践研究事業」「学ぶ力育成フォーラム」は、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組むための事業として実施している。 また、学習意欲の向上に関する取組の推進のために、県独自調査「こころと生活等に関するアンケート」の学習意欲に関する設問で、肯定的割合の向上を目標にしている。本アンケートは、児童生徒のこころの状態を「生きる力」「学校適応」「こころの不安定」の3つの側面から客観的に捉えるための質問項目で構成しており、学校適応に関する項目として、学習に対する自信ややる気があるかについて、学習意欲に関する質問「わからない問題も、すぐあきらめずいろいろ考えようとする」で肯定的割合がP16のとおりとなった。今後も、「学ぶ力育成実践研究事業」「学ぶ力育成フォーラム」等で、授業改善に取り組む、主体的・対話的で深い学びの実現を目指すことが、「こころと生活等に関するアンケート」の学習意欲に関する設問の肯定的割合の向上につながると考える。</p> <p>○読書活動の推進に関わる取組について 昨年度に引き続き、本年度も国の事業を受け、県内1町を研究地域に指定し、1小学校で読書活動推進に係る実践研究をし、その成果を県内に周知する「読書活動推進事業」を実施している。また、令和4年度と令和5年度の全国学力・学習状況調査において、普段全く読書をしない児童生徒の割合を市町村ごとで比較すると、小・中学校ともに前年度より改善した市町村は、学校司書の配置や図書館ボランティアを活用したり、市立図書館と連携した読書活動を推進したり、学級等へ新聞を配備したりするなど、特徴的な取組を行っていた。今年度は、読書活動推進事業に加えて、各市町村教委や学校の図書館担当者を対象に、各地域や学校での読書活動推進のための取組を共有できる研修会を実施し、好事例を県域で広めていきたいと考えている。</p>
---------------------	--

## 2

## 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ

## (2) 教職員の資質向上

No.	取組内容		目標・目標値		
①	専門性や個性の伸長を図るための研修体系の整備		定性的目標		
②	研修講座の内容の充実		研修講座が活用できると回答した割合 90%以上の維持		
③	ICTを活用した研修講座の実施		実施回数の増加		
経過					
No.	現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)
①	奈良県教員等育成協議会 令和3年2月開催	奈良県教員等育成協議会 令和4年2月開催	奈良県教員等育成協議会 令和5年2月開催	奈良県教員等育成協議会 第1回目は令和5年11月開催、第2回目は令和6年2月開催	-
②	98.2%	97.9%	98.0%	98.2%	-
③	緊急対応の実施のみ	ICTを活用した遠隔の研修を56講座実施	全講座において講座連絡や振り返り等に、クラウドサービスを活用	全講座において講座連絡や振り返り等に、クラウドサービスを活用	-
実現目標					
現状と課題	<p>例年、奈良県教員等育成協議会を2月に開催していたが、令和5年度は、国の指針に基づいて「教職員の資質向上に関する指標」及び「教職員研修計画」の改訂を行うため、協議会を2回(11月・2月)開催し、協議を行った。</p> <p>研修内容に応じて、ICTを活用したオンライン(同時双方向型・オンデマンド型)による研修を62講座、対面集合型研修を55講座実施した。また、全研修講座において、クラウドサービスを活用して研修講座運営(申込、連絡、資料の共有、振り返りアンケート等)を実施した。</p> <p>「個別最適な学び」や「協働的な学び」といった「新たな教師の学びの姿」が示され、時代の変化に対応できる教職員の資質向上に向け、研修観を転換する等、新たな研修が求められている。令和6年度版「教職員の資質向上に関する指標」及び「教職員研修計画」に基づいて研修体系を見直し、「研修観の転換」に向けた新たな取組が必要である。また、「新たな教師の学びの姿」を実現するために、学校管理職等と教職員との積極的な対話に基づく、一人一人の教職員に応じた研修等の奨励などを通じた教職員の資質向上のための環境づくりが求められており、教職員の資質向上に生かす研修履歴が対話に基づく受講奨励において活用される仕組みを構築する必要がある。</p>				

	令和5年度 の取組			
	No.	取組内容	R5目標・目標値	R5現状値
No.は実現 目標のNo. と対応	①	指標等の検討委員会を経て、「奈良県教員等育成協議会」を開催し、教員等育成指標に関する協議並びに当該指標を踏まえた研修の充実等、教員等の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行う。	奈良県教員等育成協議会での協議を経て、教員等の資質向上に関する指標（育成指標）や研修体系について見直し等を行う。	奈良県教員等育成協議会を令和5年11月と令和6年2月に開催し「教職員の資質向上に関する指標」及び「教職員研修計画」等の見直し及び研修体系の協議
	① ②	県立教育研究所と奈良教育大学が連携し、初任者研修を修了した小学校若手教員を対象にした、「小学校若手教員育成研修」の充実を図る。	主体的な学びや対話的な学びを取り入れた授業をしていると答えた受講者の割合 80%以上	主体的な学びの視点 87.5% 対話的な学びの視点 86.3% 深い学びの視点 90.0%
	② ③	研修内容に応じて効果的に遠隔研修を取り入れる等、県立教育研究所の研修講座の充実を図る。	受講目的を達成できたと答えた受講者の割合 90%以上	97.8%
	③	教職員の働き方改革の推進及び継続的な「三密」回避の必要性から、研修講座におけるリモートやオンデマンド等クラウドサービスの積極的な活用を進める。	研修講座運営（申込、連絡、振り返りアンケート等）において、クラウドサービスの活用。また、遠隔やオンデマンドによる研修実施回数 50 回以上	全研修講座運営において、クラウドサービスを活用。オンラインを取り入れた研修講座数 62 講座
成果と今後の展開	<p>令和4年度の育成協議会を経て、「教員等の資質向上に関する指標」及び「教員等研修計画（グランドデザイン）」のもと、令和5年度は、研修内容に応じて遠隔研修や対面集合型研修を実施した。研修講座運営に関わるクラウドサービスの活用とともに、事前研修におけるオンデマンド研修の実施等、研修講座の充実を図ったことで、受講目的達成度は 97.8%で満足度は高かった。また、採用2年目の小学校教員を対象とした「小学校若手教員育成研修」では、奈良教育大学と連携し、受講者が主体的・実践的に研修に取り組むことができる体制を構築し、若手教員の向上心や協働性を高めることを目指した。主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善に取り組むことで、全研修講座受講後の授業づくりに対する意識（「主体的な学び」の視点 87.5%・「対話的な学び」の視点 86.3%・「深い学び」の視点 90.0%）の向上が見られた。</p> <p>令和6年度版「教職員の資質向上に関する指標」及び「教職員研修計画」に基づいて、研修の目的・目標、適切な評価を明確に設定し、「探究型研修」の開発や多様な研修方法を取り入れた研修を計画し、「研修観の転換」に向け、研修体系の見直しを図っていく。</p> <p>教職員の資質向上に役立てるために「研修履歴」の効果的な記録のための「研修履歴活用アプリ」を開発し、アプリを活用した教職員の効果的かつ主体的な資質向上・能力開発の仕組みを構築していく。さらに、Web 上動画配信プラットフォームを活用したオンデマンドコンテンツの充実も図りながら、次世代型教職員研修システムを利活用して、教職員自らの強みを更に伸ばす等、主体的な学びの継続を目指していく。</p>			

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 価 意 見</p>	<p>■研修履歴活用アプリについて 「研修観の転換」「探究型研修」と関わって、『新たな教師の学びの姿』を実現するために、学校管理職等と教職員との積極的な対話の意味も語られているが、「研修履歴活用アプリ」の開発に「対話モード」などをどのように組み込んでいくのか。</p>
--------------------	--

<p>県教委の 考え方</p>	<p>○研修履歴活用アプリについて 県教育委員会が開発した「研修履歴活用アプリ」は、当該教職員が自身の研修履歴の記録を閲覧できるだけでなく、学校管理職は所属の教職員の記録を、市町村教育委員会は管下の教職員の記録を、県教育委員会は管下の教職員の記録を閲覧できるように設計している。研修履歴の記録は、対話に基づく受講奨励の際に当該記録を活用することで、教職員が自らの学びを振り返るとともに、学校管理職等が研修の奨励を含む適切な指導助言を行うことにより、効果的かつ主体的な資質向上・能力開発に資することを目的としている。学校管理職等と教職員が期首面談等を行う際に、互いに記録を閲覧しながら対話を行っていただけると考えており、「対話モード」等をシステムに組み込んではいない。今後、本アプリが教職員にとってよりよいものとなるよう、使用状況等の検証を適宜行いながら、必要に応じて改修を進めていく。</p>
---------------------	--

## (3) 魅力と活力あるこれからの高校づくり

実現目標	No.		取組内容		目標・目標値			
	①	県立高等学校における中期計画の策定			全校で策定			
	②	学科・コースの特色化			学科・コースの更なる特色化や定時制・通信制課程の充実により、多様な学びの選択肢を提示する。			
実現目標	経過							
	No.	現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)		
	①	-	全校で策定 (R4.6.30)	全校で策定	全校で策定	-		
②	奈良南高校開校情報科学科・総合学科を設置 榛生昇陽高校に専攻科を設置 (R3.4.1)	奈良南高校に専攻科を設置 (R4.4.1)	奈良南高校に専攻科を設置	奈良南高校専攻科を建築学科に一本化 山辺高校に通信制課程を設置 (R6.4.1)	-			
現状と課題	<p>学校教育法施行規則の一部改正により、各高等学校において三つの方針の策定・公表が規定されたのを受け、教育委員会規則に三つの方針を含む中期計画の策定について規定した。各校において、同計画を策定し、その進捗を管理することにより「魅力と活力ある高校づくり」を一層推進していく。</p> <p>また、本県では、平成30年10月に策定された「県立高等学校適正化実施計画」に基づき、魅力と活力あるこれからの高校づくりを推進している。令和5年度は、これまでに新設した学校の教育課程の充実や、令和6年度に開設予定の課程・学科準備に取り組んだ。</p>							
令和5年度の取組	No.		取組内容		R5目標・目標値		R5現状値	
No.は実現目標のNo.と対応	①	学校教育目標の自己評価及び学校関係者評価の実施		各校における令和5年度末の目標値の達成率50%以上		77.5%		
	②	県立高等学校適正化実施計画の推進		関係学校及び学科等における教育内容の充実		令和6年度に開設する学科等において教育課程等の検討・充実		
成果と今後の展開	<p>魅力と活力ある高校づくりを全校で推進するため、各高等学校のミッション及び三つの教育方針を含めた中期計画の策定を行っている。今後も、これらをもとにした進捗管理を行い、改善策を講じていく。</p> <p>また、「県立高等学校適正化実施計画」に従い、学校、学科等の新設等を進めた。今後も、学校・学科・コースの教育内容の特色化や多様化を推進するとともに教育環境の充実を図る。</p>							



■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評 価 意 見	<p>■学校教育目標の自己評価及び学校関係者評価の実施について</p> <p>県立高等学校における中期計画の策定の令和5年度の取組目標・目標値に記載された「各校における令和5年度末の目標値の達成率 50%以上」の「目標値」とは何を指すのか。また、「達成率 50%以上」というのは一般的に考えて見積もりが低いのではないか。</p>
------------	--

県教委の 考え方	<p>○学校教育目標の自己評価及び学校関係者評価の実施について</p> <p>各県立高等学校において中期計画を策定しており、計画の中で各項目について目標値を設定し、その内容について年度末に評価を行っている。詳細については各校のホームページに掲載することにより公表している。令和5年度の目標到達率の平均値は 77.5%であった。</p>
-------------	---

## 2

## 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ

### (4) ICTを活用した教育の推進

実現目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>取組内容</th> <th>目標・目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>教職員の情報活用指導力の向上 ※1</td> <td>回答率 85%</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>統合型校務支援システムの導入</td> <td>導入率 100%</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>学習用ICT環境の充実(大型提示装置) ※2</td> <td>整備率 100%</td> </tr> </tbody> </table>		No.	取組内容	目標・目標値	①	教職員の情報活用指導力の向上 ※1	回答率 85%	②	統合型校務支援システムの導入	導入率 100%	③	学習用ICT環境の充実(大型提示装置) ※2	整備率 100%												
	No.	取組内容	目標・目標値																							
	①	教職員の情報活用指導力の向上 ※1	回答率 85%																							
	②	統合型校務支援システムの導入	導入率 100%																							
③	学習用ICT環境の充実(大型提示装置) ※2	整備率 100%																								
経過																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>現状(策定時・R2)</th> <th>現状(R3)</th> <th>現状(R4)</th> <th>現状(R5)</th> <th>現状(R6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>61.0%</td> <td>73.3%</td> <td>75.6%</td> <td>76.3%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>57.1%(校) 40.0%(市町村)</td> <td>70.4%(校) 51.3%(市町村)</td> <td>89.4%(校) 75.0%(市町村)</td> <td>96.6%(校) 87.5%(市町村)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>60.3%</td> <td>65.5%</td> <td>72.4%</td> <td>77.7%</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		No.	現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)	①	61.0%	73.3%	75.6%	76.3%	-	②	57.1%(校) 40.0%(市町村)	70.4%(校) 51.3%(市町村)	89.4%(校) 75.0%(市町村)	96.6%(校) 87.5%(市町村)	-	③	60.3%	65.5%	72.4%	77.7%	-	
No.	現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)																					
①	61.0%	73.3%	75.6%	76.3%	-																					
②	57.1%(校) 40.0%(市町村)	70.4%(校) 51.3%(市町村)	89.4%(校) 75.0%(市町村)	96.6%(校) 87.5%(市町村)	-																					
③	60.3%	65.5%	72.4%	77.7%	-																					
<p>※1 文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の、都道府県別「教員のICT活用指導力」の状況において「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合</p> <p>※2 ※1の文部科学省調査の、都道府県別「コンピュータの設置状況」における「普通教室の大型提示装置整備率」</p>																										
現状と課題	<p>県が市町村と協力して、1人1台端末の活用に関するアカウント管理、アプリ開発等を行い、ヘルプデスクに常時間問い合わせができる「GIGAスクール運営支援センター」を設置し、全市町村参加のもと運用している。これにより大きく教職員のICT利用環境は改善された。</p> <p>教員の「授業にICTを活用して指導する能力」は上昇しているものの、全国的なレベルの向上も目覚ましく、全国平均を下回ってしまった。統合型校務支援システムの導入については、県立高校入試において、出願等を電子化することにより導入が大きく進んだ。大型提示装置に関しては、県立高等学校等への電子黒板の導入を令和4年、5年に2学年分行った。令和6年度には県立高等学校全ての学年の普通教室に電子黒板の設置を完了する予定である。</p>																									
令和5年度の取組	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>取組内容</th> <th>R5目標・目標値</th> <th>R5現状値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>教育におけるICT活用に関する研修の充実と受講を促進する。</td> <td>回答率(※1)80%</td> <td>76.3%</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>統合型校務支援システムの県内各市町村への導入を支援する。</td> <td>導入率 95%(校) 95%(市町村)</td> <td>96.6%(校) 87.5%(市町村)</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>学習用ICT環境の整備について、市町村へ望ましい環境を提示することにより、大型提示装置導入促進の啓発を行うとともに、県立学校の大型提示装置の導入を進める。</td> <td>整備率(※2) 80%</td> <td>77.7%</td> </tr> </tbody> </table>			No.	取組内容	R5目標・目標値	R5現状値	①	教育におけるICT活用に関する研修の充実と受講を促進する。	回答率(※1)80%	76.3%	②	統合型校務支援システムの県内各市町村への導入を支援する。	導入率 95%(校) 95%(市町村)	96.6%(校) 87.5%(市町村)	③	学習用ICT環境の整備について、市町村へ望ましい環境を提示することにより、大型提示装置導入促進の啓発を行うとともに、県立学校の大型提示装置の導入を進める。	整備率(※2) 80%	77.7%							
No.	取組内容	R5目標・目標値	R5現状値																							
①	教育におけるICT活用に関する研修の充実と受講を促進する。	回答率(※1)80%	76.3%																							
②	統合型校務支援システムの県内各市町村への導入を支援する。	導入率 95%(校) 95%(市町村)	96.6%(校) 87.5%(市町村)																							
③	学習用ICT環境の整備について、市町村へ望ましい環境を提示することにより、大型提示装置導入促進の啓発を行うとともに、県立学校の大型提示装置の導入を進める。	整備率(※2) 80%	77.7%																							
成果と今後の展開	<p>県域での情報機器等の整備やこれまでの研修の成果により、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における「教員のICT活用指導力」の肯定的回答状況は、全国平均並みに向上している。今後も研修内容の見直しのほか、ICT活用能力の向上に資する研修として、要請があった学校を訪問して実習を行ったり、市町村教育委員会の指導主事等に対するオンライン研修を行ったりするなど、教職員の情報活用指導力向上に努めていく。</p> <p>統合型校務支援システムの県内各市町村への導入は、目標値に達することができた。導入率は向上してきており、次年度には100%導入が実現する見込みである。また、奈良県域統合型校務支援システムを用いて、県立高等学校への入学者選抜の出願等を行えるようにし、入試事務における利便性を向上させた。</p> <p>令和4年度から順次県立高等学校の全普通教室、全特別支援学校の指定教室に整備した電子黒板であるが、令和6年度で県立高等学校全学年の普通教室に完了予定である。市町村立学校における大型提示装置の整備率には格差があるため、未整備の市町村に対しては大型提示装置導入促進の啓発を行う。</p>																									

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評 価 意 見	<p>■大型提示装置の整備率について 一人一台端末が整備されている中で、大型提示装置を新たに入れる理由は何か。</p>
------------------	---

県教委の 考え方	<p>○大型提示装置の整備率について 現在、一人一台端末を活用し、学習の個別最適化を目指しているところである。また、クラウド環境を生かし、共同編集作業や情報の共有を図ることで、協働的な学びも推進している。大型提示装置の導入は従来型の授業方法を促すという意図ではなく、以下に示すような利点があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同作業等でグループワークやディスカッションを行い、グループごとに意見をとりまとめたものを、大型提示装置に映し出し、発表に利用することで児童生徒の協調性や主体性を養い、学びを深めることができる。</li> <li>・協働的な学びだけでなく、体系的な学習ができる授業も重要であり、黒板に板書するだけでは共有できなかった写真や映像を提示することが可能。</li> <li>・教員が板書する時間がなくなり、スムーズな授業展開ができ、児童生徒が深く考える時間を作り出すことができることから、授業の時間を有効に使用できる。</li> </ul> <p>以上のことから、大型提示装置の導入を進めていく予定である。</p> <p>県立学校については、電子黒板は導入の方向で進んでいる。市町村立の学校においては、国からの地方財政措置の活用によって電子黒板の導入を想定している。現状をデータ等で見てみると、市町村は校務支援システムの導入の方に力を入れている。その導入率は、令和4年度で93.5%まで上がってきている。それに対し、大型提示装置の方は令和4年度で77.7%である。調査結果からは、大型提示装置の導入率も上がってきているところなので、まずは校務支援システムの導入を働きかけ、さらに、大型提示装置等の導入を進めるよう働きかけていく。</p>
-------------	---

## (5) 学校における働き方改革

実現目標	No.		取組内容		目標・目標値	
	①	I Cカードやタイムカード等を利用した客観的な方法による勤務時間の把握		公立小・中学校等の割合 100%		
	②	学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進する場の設定		実施率 100%		
	③	休日の中学校部活動の地域への移行の推進		実施市町村数の増加		
経過						
No.		現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)
①	県内市町村の割合 69.2%	県内市町村の割合 87.2%	県内市町村の割合 89.7%	公立小・中学校等の割合 99.3%	-	
②	-	実施率 85.0%	実施率 90.6%	実施率 86.0%	-	
③	-	2市村	3市村(+1)	11市町(+8)	-	
現状と課題	<p>学校における働き方改革に関して「勤務時間管理の徹底」という観点から、I Cカードやタイムカード等により客観的に勤務時間を記録する環境整備を要請したところ、1村を残し整備が完了した。学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進する場の設定については各学校や市町村教育委員会で取り組まれているが、効果の広がりや個々の地域に限定されている。市町村間での情報交換や情報共有も図りながら、県として「学校における働き方改革推進プラン」実行のための後押しが必要と考える。国の委託事業を活用し、休日の中学校部活動の地域への移行の実践に取り組む市町村数は前年度から8市町増加し、11市町となった。市町村における実態の違いが取組の進捗に温度差となって現れていることが課題としてあげられる。地域の実態に合わせた取組の参考事例等の共有を図ることで全県的な取組の拡大につなげていきたい。</p>					
令和5年度の取組 No.は実現目標のNo.と対応	No.		取組内容		R5目標・目標値	R5現状値
	①	I Cカードやタイムカード等を利用した客観的な方法による勤務時間の把握を行う。		公立小・中学校等の割合 100%	公立小・中学校等の割合 99.3%	
	②	学校内の課題の共有や業務の適正化等、働き方改革を推進する場を設定する。		実施率 100%	全ての学校で実施した市町村の割合 86.0%	
	②	文部科学大臣が定める「指針」を踏まえた上限方針の教育委員会規則等を整備する。		整備済の市町村の割合 100%	県内市町村の割合 75.0%	
③	スポーツ・文化芸術に係る指導者の確保や費用負担、環境の整備等地域クラブ活動の在り方に関する成果や課題を検証し、県下全域で共有する。		公立中学校にモデル校を設置	20中学校で実施		

<p>成果と今後の展開</p>	<p>ICカードやタイムカード等を利用した勤務時間の把握の環境整備については、令和6年度中に完了予定。「指針」を踏まえた上限方針の教育委員会規則等の整備についても引き続き未実施の市町村に働きかけ、令和6年度中の整備完了を目指す。また、これまで教員が担ってきた業務の在り方の見直しを図り、教員業務支援員等外部人材の拡充により教員の業務負担の軽減に努める。市町村に対しては先進的な取組事例の共有や情報交換の場の設定など、「学校における働き方改革推進プラン」の実現に向け、全県で取組が進むよう支援を行っていく。</p> <p>部活動については、「奈良県部活動改革検討委員会」を設置し、今後の学校部活動の在り方や、それに伴う地域クラブ活動への移行の方針等について検討を重ねた。また、各市町村の担当者を対象とした「奈良県地域クラブ活動推進連絡協議会」において、実証事業に取り組む市町村の取組事例等を共有し、県下全域に広めることで、事業の推進につなげることができた。今後は、更に実証事業の規模を拡大し令和7年度末までに全ての市町村で取組が進むことを目指す。</p>
-----------------	--

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 意 価 見</p>	<p>■教職員の学校での勤務について負担軽減について          ICカードやタイムカードの導入で、勤務時間の把握の環境が整備されているが、教職員が学校における業務の負担軽減を教職員自身が実感できているのか。</p> <p>■各種研修の実施率と学校の働き方改革との関係について          アレルギー対応の研修の実施率や食育委員会の開催率、「外遊び、みんなでチャレンジ！」の登録数の減も学校の働き方改革と関係があるのか。</p> <p>■教職員のメンタルヘルス対策について          教職員のメンタルヘルス対策を充実してほしい。困難な事例の対応には複数の教職員（場合によっては外部の専門家等を含めたチーム）による対応をする等、教職員個人が抱え込まない体制を整えてほしい。</p> <p>■教職員の休職における対応について          「学校における働き方改革推進プラン」にあるように、教職員が休職する際、早急に補充する体制を整備することで、復帰時に感じる精神的負荷を減らし、休職した教職員が社会復帰できる仕組みを構築することに資するのではないか。</p> <p>■部活動の地域移行について          ・部活の地域移行の進み具合が依然として伝わってこない。</p> <p>・休日の中学校部活動の地域移行に関する検証に取り組んでいるが、子どもたちの声を汲み上げる必要があるのではないか。</p>
----------------------------	--

<p>県教委の 考え方</p>	<p>○教職員の学校での勤務について負担軽減について          県教育委員会では、令和2年3月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定、令和5年3月に改定し、このプランに基づき、勤務時間管理の徹底、学校及び教員が担う業務の明確化・適正化、学校の組織運営体制の在り方など改善の取組を進めている。          令和4年度文部科学省実施の教員勤務実態調査によると、平成28年度の前回調査と比較して、全ての職種で在校等時間が減少した。          また、同省が実施した「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」によると、本県における月100時間超、80時間超の長時間勤務の延べ人数は、令和2年度の同調査と比較すると減少しています。しかし、令和4年度に県教育委員会が実施した「学校における働き方改革に関するアンケート」では、「数年前と比べて働き方改革を進んでいると感じるか」に対して、全校種において過半数が「あまり感じない」「全く感じない」と回答している。          令和6年度は「教師にゆとりを！こどもに笑顔を！プロジェクト」と題し、県をあげて教員を取り巻く環境の改善に取り組んでいるところです。教職員が子どもたちと向き合う時間を一層確保し、負担軽減を実感する中で、充実した教育活動が実施できるよう支援していく。</p> <p>○各種研修の実施率と学校の働き方改革との関係について          アレルギー対応研修の実施率や食育推進委員会の開催率、みんなでチャレンジの参加児童数の減少などと、学校の働き方改革の推進とは、少なからず関係があると考えている。学校現場では各種行事や会議、研修会等で年間の行事が立て込んでおり、新たな会議や行事等の開催や、参加については大変調整が難しいと聞いている。学校保健法で開催が義務付けられている学校保健委員会などと併せて食育推進委員会の開催を検討するなど、その手法について情報提供するなど支援するとともに、学校の働き方改革を視野に入れて事業を計画するなど先生方の負担軽減に努める。</p>
---------------------	--

県教委の 考え方	<p><b>○教職員のメンタルヘルス対策について</b></p> <p>メンタルヘルス対策については、ストレスチェックを全ての県立学校で実施しており、メンタル不調予防や、高ストレス者への医師相談、職場環境の改善に活用している。市町村教育委員会に対しても、ストレスチェック制度を全ての学校で実施するよう働きかけている。また、メンタルヘルス推進室を設置し、電話やフォームによる相談を通して、教職員一人一人の様々な困りごとについて個人の事情に配慮しながら関係各所と連携して対応している。</p> <p>対応が困難な事象への対応については、学校等の要請に応じて、各分野の専門家を派遣する「スクールカウンセリングカウンセラー派遣事業」を実施しており、事象内容に応じて医師や大学教員、弁護士、臨床心理士、社会福祉士などを派遣し、ケース会議等において助言をいただいている。今後も「チーム学校」として組織的な指導・支援体制の構築を推進していきたい。</p> <p><b>○教職員の休職における対応について</b></p> <p>教職員の特別休暇等に伴う代替の講師については、出来る限り速やかに任用するよう努めているところである。文部科学省の調査によると全国の公立小中高校及び特別支援学校において、令和3年4月の始業日時時点で2,558人の教員が計画通り配置されず、5.8%の学校で「教師不足」が生じている状況である。奈良県においても、令和3年4月では12人の未配置があり、令和4年4月には55人の未配置へ拡大した。教員不足の大きな原因の1つは、産休・育休等の教員が増えるなか、代替の常勤講師の絶対数が不足していることにある。県教育委員会としては、市町村教育委員会と連携して講師を探し、ハローワークへの登録、長い間教壇に立っていない者を対象としたペーパーティーチャー相談会などを継続して行うほか、昨年10月からLINEを用いた講師登録を開始した。また、これまで代替補充を行う場合、常勤講師を対象としていたが、昨年10月からは、常勤での応募がない場合に非常勤講師を任用する取組を始めた。その結果、令和6年4月の始業時点では35人の未配置と、令和4年より約4割減少させることができた。</p> <p><b>○部活動の地域移行について</b></p> <p>・中学校における休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行については、令和5年2月に「令和8年度から中学校における休日の学校部活動の教員による指導を廃止する」という県の方針を示し、令和5年度末には「奈良県 中学校部活動の地域クラブ活動への移行の手引き」を作成し、各市町村に配布した。現在県内18の市町が国の委託費を活用した実証事業に取り組んでおり、その中で明らかとなった各課題などを県下全域に共有しながら、各市町村の実態に合った移行について検討を促している。今後、県民に対して中学校の部活動がどうなっていくのか等を正確に伝えるため、メディア等の活用や、セミナーの開催等により周知することが、県の役割の一つと捉え、広報活動にも注力していく。</p> <p>・各市町村教育委員会には、「奈良県 中学校部活動の地域クラブ活動への移行の手引き」において、地域の実態に応じた移行を推進するようお願いしており、実態を掴むためには各地域の児童生徒や保護者、並びに教員等のニーズを把握するための実態調査の実施の必要性を周知している。</p>
-------------	--

## 2

## 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ

## (6) 安全安心な教育環境の整備

実現目標	No.		取組内容		目標・目標値	
	①	通学通園路等の安全確保の取組の実施(交通安全・防犯・防災)		実施率の増加		
	②	県立学校施設の耐震化		耐震化率 100%		
	③	県立学校施設の長寿命化対策の推進		「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」に基づく施設整備 (計画対象施設: 401 棟)		
	④	実践的な避難訓練を通じた防災教育の充実		ナラ・シェイクアウト参加校数の増加		
	経過					
No.		現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)
①	99.0% (R1)	100%	100%	100%	100%	—
②	98.6% (R2.4.1)	98.9% (R3.4.1)	100% (R4.4.1)	100% (R5.4.1)	100%	—
③	「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」策定 (R3.2)	「奈良県立学校施設長寿命化整備計画」の実施検討	長寿命化整備を実施予定の棟に係る老朽・不具合箇所等調査(6校6棟)	長寿命化整備を実施予定の棟に係る整備手法の検討	—	—
④	76,607人 (R1)	小・中 68校 高・大 12校 その他 8校 計 88校	小・中 93校 高・大 14校 その他 8校 計 115校(+27校)	小・中 102校 高・大 13校 その他 12校 計 127校(+12校)	—	—
現状と課題	<p>通学通園路等の安全確保の取組の実施率については、各市町村とも首長を中心とした推進体制を確立し、計画的に取り組むことができています。各市町村の取組実施状況の公表と進捗について、県で統括的に管理していくことが課題となっている。</p> <p>県立学校については、建築後 40 年を経過した施設も多く、老朽化が進んでいる。その老朽化対策や機能向上が、今後の課題として挙げられる。</p> <p>ナラ・シェイクアウトへの参加校数については 127 校(前年度比 12 校増)となった。「奈良県地震防災の日」に合わせ、児童生徒等の防災意識の向上のため訓練に参加する学校は増加している。今後は、地震発生時の安全確保行動にとどまらず、連動した訓練(シェイクアウト・プラスワン)の実施により、より実践的な訓練となるよう働きかける必要があると考える。</p>					



	No.は実現目標のNo.と対応			
	No.	取組内容	R5目標・目標値	R5現状値
令和5年度の取組	①	学校安全計画や危機管理マニュアルに基づく、組織的な安全管理体制の確立と、子どもたちが自ら危険を回避できる態度や能力を育成するための安全教育を充実させる。	学校安全計画策定率100% 危機管理マニュアル作成率100%維持	学校安全計画策定率100% 危機管理マニュアル作成率100%
	②	目標達成のため特になし	耐震化率100% (県立高等学校分) (R6.4.1)	耐震化率100% (県立高等学校分) (R5.4.1)
	③	県立学校における機能向上整備を推進する。	県立学校におけるトイレ洋式化率50%以上 (R6.4.1)	県立学校におけるトイレ洋式化率43% (R5.4.1)
	④	実践的な避難訓練等の実施を通して、児童生徒に危険予測、危機管理能力を身に付けさせるための防災教育の推進を図る。	奈良県一斉地震行動訓練(ナラ・シェイクアウト) 参加校の増加(前年比)	127校(+12校)
成果と今後の展開	<p>学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定状況はともに100%をキープできている。今後は、毎年内容を見直し、実態に応じた効果的な内容となることを促していく。</p> <p>県立学校施設の老朽化対策については、不具合箇所の調査や各学校へのヒアリングを踏まえ、検討を進めている。</p> <p>機能向上整備については、稼働率の高い特別教室や屋内運動場について、空調設備の設置を進めていく。また、令和6年度からの5年間で、県立高校の全てのトイレを洋式化・乾式化する「県立高校トイレピッカピカ5か年計画」を進めていく予定である。</p> <p>ナラ・シェイクアウトへの参加校数については、「奈良県地震防災の日」に合わせ、児童生徒等の防災意識の向上のため学校安全計画に位置付けて訓練に参加する学校が127校(前年度比12校増)となり増加した。今後は、地震発生時の安全確保行動にとどまらず、連動した訓練の実施(シェイクアウト・プラスワン)による、より実践的な訓練となるよう働きかける。</p>			

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 価 意 見</p>	<p>■「県立高校トイレピッカピカ5か年計画」について 小・中学校は洋式化・乾式化されているのか。まだであれば、小・中学校も同様に洋式化・乾式化を進めていただきたい。</p> <p>■困難な箇所の清掃について エアコンや水回りのこびり付いた汚れ等、危険等の理由で子どもが清掃することが困難な箇所の清掃は、積極的に業者等に委託できるようにしていただきたい。</p> <p>■通学通園路等の安全確保について 通学路の安全について、午前7時の時点では気象警報が発令されていない時でも、台風の接近等、下校時までには気象警報が発令される可能性が高い場合は、通学の危険防止の観点から、学校を全日休校にする措置を取っていただきたい。</p>
--------------------	---

<p>県教委の 考え方</p>	<p>○「県立高校トイレピッカピカ5か年計画」について 小・中学校の乾式化の状況については、県では把握していないが、文部科学省の調査によれば、令和5年9月1日時点の小・中学校の洋式化率は、全国平均が68.2%のところ、奈良県は68.0%となっている。</p> <p>○困難な箇所の清掃について 専門的な知識や危険が伴う箇所等の清掃については、各学校において業者委託をするなどして、適切に対応されていると認識している。</p> <p>○通学通園路等の安全確保について 県教育委員会では奈良県地方気象台と連携し、以前から気象警報が発令される可能性がある際に事前に防災機関等に周知していた「防災メール」の教育機関への共有をお願いしている。防災メールの記載内容によっては、「臨時休業の措置を事前に決定する」「登校時間を遅らせる」などの判断を防災の観点から学校長により行うことが可能となっている。</p>
---------------------	---

### 3

## 働く意欲と働く力をはぐくむ

### (1) キャリア教育・職業教育の推進

実現目標	No.		取組内容		目標・目標値			
	①	職場体験活動やインターンシップ等の拡充			インターンシップ参加生徒の割合の増加			
	②	小・中・高等学校を通じたキャリア教育の推進			定性的目標			
	経過							
現状と課題	No.		現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)	
	①	16.3% (R1)	12.8%	14.3%	20.7%	-		
	②	キャリア・パスポートの有効活用	キャリア・パスポートの有効活用	キャリア・パスポートの有効活用	キャリア・パスポートの有効活用	-		
令和5年度の取組	No.		取組内容		R5目標・目標値		R5現状値	
	①	県内の企業や医療・福祉などに関する法人等へのインターンシップを充実させる。			インターンシップ参加生徒の割合の増加 22.5%		20.7%	
	②	「キャリア教育の手引」や「キャリア・パスポート」により、各校種が連携した、系統的・組織的なキャリア教育を推進する。			キャリア・パスポート事例等を活用した研修講座の実施		1回 96人受講	
	②	特別支援学校にキャリア教育コーディネーターを配置し、キャリア教育の充実と職場実習先の拡大を図る。			職業教育の充実を目指す特別支援学校(高等養護学校)の就職率 85%以上		85.1%	
	②	キャリアサポートセンターにおいて、キャリア教育支援員の配置による就職希望者のサポートを行う。			キャリア教育支援員による高等学校支援 年間延べ 80回以上		74回	
成果と今後の展開	①	高校生の主体的な進路選択が実現するために、高校生合同企業説明会(高校2年生対象)を実施し、勤労観・職業観を養うとともに、効果的な就労支援を実施する。			企業参加数 60社以上、高校生参加数 400人以上		参加企業 70社 参加生徒 171人	
	<p>今後も、大学等と連携したアカデミックインターンシップを含め、生徒のインターンシップの参加について推進を図る。</p> <p>キャリア教育支援員等による学校訪問・企業訪問等を行うとともに、高校生合同企業説明会の対面での実施や、スタートアップマインドを醸成するセミナーの開催など、諸事業を行った。今後も、キャリア教育に関する取組の充実を図る。</p>							

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 意  価 見</p>	<p>■<b>職場体験活動やインターンシップ等の拡充について</b> 職場体験学習の企業選びはどのようにしているのか。</p> <p>■<b>小・中・高等学校を通したキャリア教育の推進</b> 高等学校だけでなく、小学校、中学校においても、将来の進路選択に向けて、職場見学や様々な職業の人による講演等の機会があるとよいのではないか。</p> <p>■<b>成果と今後の展開について</b> スタートアップマインドを醸成するセミナーの具体的な内容とその成果は何か。</p>
---------------------------------	---

<p>県 教 委 の 考 え 方</p>	<p>○<b>職場体験活動やインターンシップ等の拡充について</b> 企業選択については、教員が名刺を持って校区の中の企業回りをし、開拓をしていく作業からスタートしている。</p> <p>○<b>小・中・高等学校を通したキャリア教育の推進</b> 高等学校では、県内企業や医療・福祉などに関する法人等へのインターンシップや、大学等と連携したアカデミックインターンシップ等の推進に注力している。また、キャリア教育支援員等による学校訪問、就職ガイダンス等も積極的に実施している。それらの取組により、インターンシップ参加生徒の割合についても、一定の成果が現れていると考えている。今後も、引き続きキャリア教育に関する取組の充実を図っていく。 中学校においては、今年度から、県内企業訪問によるキャリア形成事業を実施しており、生徒が県内企業を訪問し、国内外に誇れる県内企業の技術や取組を知るとともに、研究者や職業人等と交流することを通じて、社会的・職業的自立に向け、キャリアを形成していくために必要な能力や態度の育成を目指している。 また、キャリア教育実践交流会を開催し、県内各中学校のキャリア教育に関する取組を共有することにより、本県のキャリア教育の推進を図っている。</p> <p>○<b>成果と今後の展開について</b> 奈良県高校生スタートアッププログラムは、スタートアップマインドを身に付けた人材育成を目的としたプログラムで、参加者が地域課題や社会課題を発見し、他の参加者と協働してプロトタイプをつくるなど、実践的に課題解決に挑戦したり、参加者が発見した課題や価値を証明するための、フィールドワークによるヒアリング等を導入した体験的な活動をしたりするなど、生徒の主体的な体験活動を中心としたプログラムを実施している。プログラムの企画及び運営を業務委託しており、起業経験のある社会人を講師として招き、参加者への指導や助言、審査による評価等をいただいている。事後アンケートから、参加した生徒のほとんどが、アイデアを創造する力や他者と協働する力が身に付いたと実感しており、プログラムを通して生徒の主体性や協働性を育むことができたことが成果として挙げられる。</p>
--	--

### 3

## 働く意欲と働く力をはぐくむ

### (2) 社会に役立つ実学教育の推進

実現目標	No.		取組内容		目標・目標値		
	①	デュアルシステム、インターンシップの実施		インターンシップ参加生徒の割合の増加			
	②	専門教育の教育内容及び設備の充実		定性的目標			
	③	産業界との連携		協力企業数の増加			
経過							
実現目標	No.		現状(策定時R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)
	①	16.3% (R1)		12.8%	14.3%	20.7%	-
	②	専門高校3校に技術革新に対応した機器の整備		専門高校6校においてデジタル化に対応した産業教育装置の整備	前年度整備した装置を活用した学習を実施 専門高校5校へ機器の整備	前年度整備した装置を活用した学習を実施 専門高校3校へ機器の整備	-
	③	次世代技術者の育成促進に係る連携と協力に関する協定を締結している企業2社		同2社	同2社	同2社	-
現状と課題	<p>企業訪問等を学校の可能な範囲で実施し、デュアルシステムとインターンシップの推進を図る。即戦力となる専門的な知識や技術を身に付けるために、本年度は3校に8品目の機器の整備を行った。引き続き、工業・農業などの職業に関する専門学科においては、地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、施設・設備の充実に取り組む必要がある。</p> <p>産業界との連携については、令和元年度から企業2社の協力を得ている。</p>						
令和5年度の取組	No.		取組内容		R5目標・目標値	R5現状値	
No.は実現目標のNo.と対応	①	県内の企業や医療・福祉などに関する法人等へのインターンシップを充実させる。(再掲)		インターンシップ参加生徒の割合の増加 22.5%		20.7%	
	②	専門高校において設備を整備する。		産業教育装置の整備		3校に機器を整備	
	③	専門高校において協定を締結している地域企業が作成したデジタル教材を活用する。		デジタル教材e-learning受講率の増加 20%		38.5%	
成果と今後の展開	<p>産業教育に関わる学校、3校へ8品目の機器の整備を行った。今後、更に機器の導入や更新を行うことで、先端技術を身に付け、社会で活躍できる職業人材を多く育てていく。</p> <p>企業が作成したデジタル教材の e-learning を活用することで、生徒は企業で実際に行われている研修内容を、自分のペースで学習することができた。今後は、更に多くの生徒が活用できるよう、e-learning を事前学習に取り入れるなど授業での活用について検討が必要である。</p>						

## ■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評 意  価 見	<p>■デジタル教材の活用について 企業が作成したデジタル教材の e-learning はどのようなもので、どのような業種が取り扱われ、どれくらいの生徒に運用されたか。</p>
県教委の 考え方	<p>○デジタル教材の活用について DMG森精機株式会社が作成した e-learning は、主に材料加工（金属加工）に関する基礎と、現在多くの企業が使用している材料加工機の使用法、加工に関わるプログラミングを学習することができる。業種としては、金属の製造業、金属部品製造業に大きく関わる内容である。本来企業の研修などで使用されているシステムを高校生用に内容を構成し直して利用しており、各工業系高校の機械科の生徒が1年生の教科指導と3年生の班別実習で使用している。生徒は、インターネット環境があれば、どこでも利用することができるため、簡単に自主学習に取り組むことができる。</p>

# 4

## 地域と協働して活躍する人を育てる

(1) 地域との連携・協働推進						
実現目標	No.	取組内容			目標・目標値	
	①	地域学校協働活動の充実			定性的目標	
	②	県立学校におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進			全校で設置	
	経過					
実現目標	No.	現状（策定時R2）	現状（R3）	現状（R4）	現状（R5）	現状（R6）
	①	地域学校協働本部整備率 67.7%	地域学校協働本部整備率 68.6%	地域学校協働本部整備率 71.0%	地域学校協働本部整備率 71.8%	-
	②	導入率 22.7%	導入率 33.3%	導入率 85.4%	導入率 95.3%	-
現状と課題	<p>地域学校協働活動の充実に向けた、幅広い地域住民や団体等の参画により形成されたネットワークである地域学校協働本部の整備率は 71.8% であり、令和 4 年度から 0.8 ポイント上昇した。今後も地域学校協働活動の充実を図るため、地域学校協働本部を設置することの有用性について、未設置の市町村や学校等に、より丁寧な説明を行う必要がある。</p> <p>県内全公立学校のコミュニティ・スクールの導入率は 51.2% であり、全国平均を若干下回る数値となっている。県立学校のコミュニティ・スクールの導入率は 95.3% であり、令和 4 年度から 9.9 ポイント上昇した。なお、平成 29 年 3 月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、コミュニティ・スクールの設置が努力義務化されたが、全ての公立学校において設置することを目指し、更なる積極的な支援を行う必要がある。</p>					
令和 5 年度の取組	No.	取組内容		R5 目標・目標値	R5 現状値	
No. は実現目標の No. と対応	①	地域学校協働本部未設置の市町村や学校等への指導主事派遣を行うとともに、地域学校協働活動の好事例についてホームページ等を通じて広く県民への周知を図る。		地域学校協働本部整備率の増加	71.8%	
	②	県立学校に学校運営協議会を設置する。		導入率 95%	導入率 95.3%	
成果と今後の展開	<p>地域学校協働活動推進員等連絡会を 2 回開催し、参加者にとっては、学校と地域の「協働」に対する理解が深まるとともに、情報交換によって視野が広がり、地域学校協働活動推進員等の役割について考える機会となった。引き続き、地域人材による地域学校協働活動推進員等の配置が地域学校協働活動の推進に向けて重要であることを、市町村担当者会議や訪問において周知していく。</p> <p>各県立学校への訪問等を通じて学校運営協議会の設置に向けた支援を行い、一部適正化対象校を除く、全ての県立学校に設置が完了した。今後は、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進に向けた伴走支援を継続的に実施していく。</p>					

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 意  備 見</p>	<p><b>■地域との連携・協働推進について</b>          地域学校協働本部や学校運営協議会の設置は順調に進んでいるが、量的な拡大とともに質的な充実が求められているのではないかと懸念されている。地域と学校との連携協働の取組はややもすれば形式化する恐れが指摘されているので、これらを実質的に推進して各学校の教育活動の充実を図るための取組支援の施策を打ち出すことを期待する。</p>
---------------------------------	---

<p>県 教 委 の 考 え 方</p>	<p><b>○地域との連携・協働推進について</b>          「コミュニティ・スクール」は、導入するだけでなく、学校・家庭・地域の連携・協働による「社会総がかりでの教育」、「特色と魅力ある学校づくり」の実現に向け、より適切な運営を行う必要があると考えており、そのための支援を重視している。例えば、各学校や市町村教育委員会への訪問、奈良県CSアドバイザーの派遣を通して、コミュニティ・スクールの導入・充実に向けたアドバイスや運営に関する相談に対して、丁寧に説明を行っている。          また、導入校同士の情報交換を行う連絡会の開催や、人権・地域教育課のホームページによる取組紹介、情報提供などを行うことにより、効果的な推進体制の構築に向けた支援をしている。          また、連絡会等において、学校運営協議会の運営状況を客観的に判断し、その質的向上に向けて活用できる「セルフチェックシート」について、各校におけるコミュニティ・スクールの現状把握に活用していただけるよう周知している。 コミュニティ・スクールが奈良県の教育にとって有効なツールとなるよう今後も取り組んでいく。</p>
--	---



# 4

## 地域と協働して活躍する人を育てる

### (2)地域社会に貢献する人材の育成

実現目標	No.		取組内容		目標・目標値	
	①		「郷土学習の手引」の活用		活用件数の増加	
	②		郷土の伝統、文化、自然等に関する学習「奈良 TIME」の充実		各校の実践事例をまとめた冊子の作成	
	③		主権者教育の推進		地域社会との連携及び協働及び外部人材の活用	
	経過					
	No.	現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)
	①	-	追加事例の作成・周知	事例の周知	追加事例の作成・周知	-
	②	「奈良 TIME 指導事例集」の追加事例の配布	「奈良 TIME 指導事例集」の追加事例の配布	「奈良 TIME 指導事例集」の追加事例の配布	「奈良 TIME 指導事例集」の追加事例の配布	-
	③	-	選挙管理委員会等との連携	選挙管理委員会等との連携	選挙管理委員会等との連携	-
現状と課題	<p>「全国学力・学習状況調査」によると、今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合が全国平均を下回るなど、地域とのつながりの希薄化が進んでいる。このため、学校教育において、自国や郷土の歴史や文化などを理解し、ふるさと奈良に誇りや愛着をもつとともに、異なる価値観や歴史・文化・宗教などへの理解が深められるよう、教育内容の充実に努めなければならない。</p> <p>また、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせることも必要である。</p>					
令和5年度の取組	No.	取組内容	R5目標・目標値		R5現状値	
Noは実現目標のNo.と対応	①	全小・中学校等に配布した「郷土学習の手引」の活用を促す。	追加事例集を全小・中学校等に配布 活用件数の増加		追加事例の作成・周知	
	②	「奈良 TIME」の取組を充実し、その成果の発信を行う。	追加事例集を全県立高等学校に配布 学習研究発表会の開催1回		追加事例集を全県立高等学校に配布 学習研究発表会の開催1回	
	③	主権者教育の取組を充実し、その成果の発信を行う。	追加事例集を全県立学校に配布		事例集の作成・配布	
成果と今後の展開	<p>教育課程研究集会において、小学校の教員及び中学校の社会科教員に「郷土学習の手引」を活用する学習指導について周知した。今後も事例を増やし、小・中学校での積極的な活用を促す。</p> <p>高等学校では、「奈良 TIME」の追加事例集を作成し、全県立高等学校に配布、成果の発信を行った。令和5年度は、総合的な探究の時間の発表のよりよい在り方を研究会とともに検討し、オンラインを活用して生徒の発表数を増やす方向性を定めることができた。さらに「奈良 TIME」の取組の一層の充実を図る。</p> <p>令和4年度から新科目「公共」の授業が始まったことに伴い、オンラインによる教員向けの研修を実施し、同科目「公共」の指導事項を確認するとともに主権者教育の実践的な取組について事例の検討を行った。また、成年年齢が18歳に引き下げられたことも踏まえ、外部人材やICT機器を活用した実践的な指導を推進し、生徒が主体的に社会と関わることができるよう、引き続き主権者教育の更なる充実を図っていく。</p>					

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 意 価 見</p>	<p>■各種冊子について 「郷土学習の手引」、「奈良 TIME 指導事例集」の追加事例について、誰がどのように選定しているか、追加の基準と件数を明示してほしい。</p> <p>■「地域」という概念について 「地域」という概念が不明瞭なまま表記されていることについて、「今住んでいる場所」が「地域」でよいのか。グローバル社会にあって、そのようなミクロ的な視点だけではなく、マクロな視点が入らないのか。</p> <p>■「現状と課題」について 郷土の良さだけでなく、メリットとデメリットを相互に議論できるようになれば、より深く「特色」や「個性」が理解できるようになるのではないのか。</p> <p>■「成果と今後の展開」について 主権者教育とともに、高校家庭科での「消費者教育」の視点も組み込むと、地域の衣食住や環境に関わる生活や暮らしが理解できるようになるのではないのか。</p>
----------------------------	---

<p>県 教 委 の 考 え 方</p>	<p>○各種冊子について 「郷土学習の手引」については、県内で行われた好事例について課内の確認を経て選定し、県教育委員会事務局の担当で事例を作成している。令和5年度には「身近な地域の歴史－広陵町・馬見古墳群の学習を通して－」の1件を追加した。これまで、25件の事例を県内各小・中・義務教育諸学校に紹介した。 「奈良 TIME 指導事例集」については、毎年1校、他の学校の参考となる顕著な取組を行っている学校を高校教育課において選定し、事例の作成を依頼している。このような追加事例の作成・配布は、平成25年度から実施しており、これまで14件の事例を各県立高校に紹介した。</p> <p>○「地域」という概念について 自分事として捉えるという観点で、児童生徒にとって身近な地域である今住んでいる場所、市町村、奈良県の郷土の歴史や文化を学習する教材の積極的な活用を促している。今後も、児童生徒が奈良に誇りや愛着をもつとともに、異なる価値観や歴史・文化・宗教への理解に向けて、現在よりも広い視点から地域をとらえられるよう、社会科等との教科横断的な取組の充実を進めていく。</p> <p>○「現状と課題」について 郷土学習については、「郷土学習の手引」「奈良 TIME」を中心に、単に、郷土のよさに関する調べ学習を行うに止まらず、地域における身近な課題を見つけたり、その解決に向けて考察・構想したりする活動を通じ、郷土への理解や愛着が一層深まるよう指導の充実を図っていく。</p> <p>○「成果と今後の展開」について 高校家庭科では、消費者としての権利と責任を理解し、地域の衣食住や環境保護、持続可能な消費等を学び、地域社会との関わりを通じて実践的な学びを深めることが行われている。</p>
--	---

4

地域と協働して活躍する人を育てる

(3) グローバル人材の育成							
実現目標	No.		取組内容		目標・目標値		
	①	グローバルマインドの育成や、外国語教育の推進		定性的目標			
	②	海外留学や国際交流を促進するための機会の提供		定性的目標			
	③	県立国際中学校の設置		令和5年度開校			
経過							
実現目標	No.		現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)
	①	高校生対象のセミナーや教員対象の研修講座の実施(R1)	中学・高校生対象のセミナーや教員対象の研修講座の実施	中学・高校生対象のセミナーや教員対象の研修講座の実施	中学・高校生対象のセミナーや教員対象の研修講座の実施	-	
	②	海外留学フェアを開催(R1)	海外留学フェアを開催	海外留学フェアを開催	海外留学フェアを開催	-	
	③	-	開校準備委員会の実施 学校説明会の実施	開校準備委員会2回実施 学校説明会及び授業体験会各1回ずつ実施	国際バカロレア認定に向けた機器及び施設整備	-	
現状と課題	<p>グローバル化時代においては、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けたグローバル人材の育成が求められている。そのため、外国語で積極的にコミュニケーションを図るための資質・能力の育成に向けた英語教育の更なる改善が必要である。このため、英語授業においては、特に、生徒の英語による言語活動時間の割合を更に高める必要がある。</p> <p>また、生徒がグローバル社会へ視野を広げる契機となるセミナーやフェアを実施し、中高生12名及びその保護者4名が参加した。</p> <p>県立国際中学校を令和5年度に開校した。教育内容等一層の周知のため学校説明会及び授業体験会を開催した。</p>						
令和5年度の取組	No.		取組内容	R5目標・目標値	R5現状値		
No.は実現目標のNo.と対応	①	英語指導力向上研修の実施 英語教育の推進を目的に、県内の各学校における外国語・英語担当教員の指導力向上のための研修を実施する。		英語教育実施状況調査 授業における、生徒の英語による言語活動時間の割合 中学校 75% 高等学校 75%	中学校 49.5% 高等学校 64.5%		
	① ②	海外の大学に進学した学生等を招聘した高校生対象のセミナー及び海外留学フェアを開催する。		セミナー参加者の満足度 90%以上	90%		
	③	県立国際中学校のバカロレア校認定に向けて支援する。		令和7年度認定	機器及び施設整備		
成果と今後の展開	<p>教員の授業改善に対する意識の高まりも徐々に見られ、授業中の生徒の言語活動時間も増えつつある。生徒が活発に活動する時間を増やすためには、授業改革が必須であり、教員に対する研修が重要であると考え。今後も、授業の質を高めるための教員研修の充実を図っていく。</p> <p>新型コロナウイルス感染症関係の渡航制限等の緩和に伴い、卒業後に海外大学への進学を目指したり、高校在学中に海外留学を行ったりする生徒数の回復が見込まれる。海外大学進学セミナー及び海外留学フェアの開催により、生徒、保護者及び教員等に適切な情報を提供していきたい。</p> <p>県立国際中学校について、国際バカロレア認定に向けて学校を支援していく。</p>						

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 価 意 見</p>	<p>■グローバル人材の育成に資する教育の充実について 県立国際中学校・高等学校の取組成果はどうか。</p>
--------------------	--

<p>県教委の 考え方</p>	<p>○グローバル人材の育成に資する教育の充実について 同校は開校以来、特色あるカリキュラムの開発・実践を行ってきた。世界で活躍できるグローバル人材育成のための学校設定科目「グローバル探究」や「世界の言語」での先進的な取組を県内各校へ展開するため、毎年授業公開や成果報告を実施し、取組を県内の教員に見ていただくだけでなく、各校の教員と取組方法や生徒の活動内容についての情報交換や議論を通して、県全体で教員のスキルや取組成果が上がるようにしている。 また、文部科学省委託事業である「WWL コンソーシアム構築支援事業」の拠点校として、世界の課題解決に向けて主体的に行動できる人材育成に取り組んでいる。同校が中心になり開催している「高校生国際会議」では、県内外、国内外から集まった高校生が、英語での発表や議論を通じて、主体的に課題解決に向けて取り組む姿勢を育成しており、同校を中心に今後も県全体でのグローバル人材育成のための取組として継続していく予定である。同校が現在候補校として認定されている国際バカロレアプログラムについても、その理念や概要を広く県全体に周知するためのセミナーを今年度開催予定である。</p>
---------------------	--

4

地域と協働して活躍する人を育てる

(4) 社会教育の推進						
実現目標	No.		取組内容		目標・目標値	
	①	社会教育関係者の資質向上及びネットワークの構築を図るための研修の実施			受講修了者数の増加	
	経過					
	No.	現状(策定時R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)
	①	13人	15人	15人	25人	-
現状と課題	<p>社会教育関係者の資質向上とネットワークの構築を図るため、各市町村の社会教育担当職員や社会教育を推進する者を対象として、「社会教育実践講座」を開催した。</p> <p>令和5年度は全4回実施し25名の参加があった。受講修了者数は昨年度より増加し、行政職員のみならず、地域学校協働活動推進員(コーディネーター)や学校事務職員、社会教育委員などの受講があり、様々な教育関係者のつながりを広げることができた。</p> <p>今後、全ての市町村の社会教育関係者におけるネットワークの構築が図れるよう、未参加の市町村への働きかけを強める必要がある。</p>					
令和5年度の取組	No.		取組内容		R5目標・目標値	R5現状値
No.は実現目標のNo.と対応	①	社会教育関係者の資質向上を図るための研修を実施する。			受講修了者数の増加	25人
成果と今後の展開	<p>社会教育実践講座の実施後のアンケートでは、受講者の満足度が100%であった。今年度はICTを用いて事業内容を配信する講座内容を取り入れることにより、各市町村での研修方法が広がった。</p> <p>今後は、より多くの市町村において、地域の人材育成につながる研修を実施できるよう支援するとともに、適宜市町村を訪問し、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの方途等について丁寧に説明を行っていく。</p>					

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 意</p> <p>価 見</p>	<p>■社会教育実践講座について</p> <p>ICTを用いて具体的にどのような取組をおこなっているのか。研修等の講座をオンデマンド化することは、学習の量的な拡大を見込むことはできるが、質的な充実に課題が残る場合が散見される。</p>
<p>県教委の 考え方</p>	<p>○社会教育実践講座について</p> <p>以前から、奈良県東部や南部の地域では距離的な問題で、講座等への参加が難しいといった意見があった。そのことを受け、令和5年度から、社会教育実践講座への参加方法について、参集とオンラインを組み合わせたハイブリッド型での開催とし、遠方の方でも参加しやすい仕組みにした。講座内のグループ協議については、オンライン参加の方のみのグループで協議を行い、全体での共有場面では参集参加のグループと同じく発表するなど、協議内容の共有を行った。</p> <p>また、令和6年度からはオンライン参加に加え、オンデマンド配信により講義内容の視聴ができるようにした。このことより、今まで日程が合わず参加できなかった方も学ぶことができると期待している。ICTを用いたオンライン参加やオンデマンド配信による視聴によるものでも、参加者の裾野を広げ、学ぶきっかけとなると考えており、参集型と比較しても質的な問題がないよう、今後も工夫して推進していく。</p>

## (1) 学校教育における人権教育の推進

実現目標	No.	取組内容		目標・目標値		
	①	新しい「人権教育推進プラン」に沿った人権教育の推進		定性的目標		
	②	教職員、特に初任者等への研修の機会の充実		研修参加者の満足度 90%以上		
	③	人権教育学習資料の活用促進、新たな教材等の作成		人権教育学習資料の活用率の増加		
経過						
現状と課題	No.	現状(策定時R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)
	①	推進計画・年間指導計画に「人権教育の推進についての基本方針」「人権教育推進プラン」との関係を定めている学校 65.5%	推進計画・年間指導計画に「人権教育の推進についての基本方針」「人権教育推進プラン」との関係を定めている学校 73.8%	推進計画・年間指導計画に「人権教育の推進についての基本方針」「人権教育推進プラン」との関係を定めている学校 77.6%	推進計画・年間指導計画に「人権教育の推進についての基本方針」「人権教育推進プラン」との関係を定めている学校 63.9%	-
	②	97.0% (R1)	97.0%	97.0%	97.8%	-
	③	71.2%	69.3%	80.0% (調査方法を変更)	74.4%	-
<p>各学校における人権教育推進計画及び年間指導計画に県の「人権教育の推進についての基本方針」「人権教育推進プラン」との関係を定めている学校の割合は、令和4年度から 13.7 ポイント減少した。人権教育を推進するに当たっては、校内の推進組織を確立するとともに、人権教育の全体計画及び年間指導計画を策定し、組織的に取組を進めることが重要であり、計画策定の際には、県の「人権教育の推進についての基本方針」「人権教育推進プラン」や市町村の人権教育目標などとの関係を明示し、児童生徒の実態、家庭や地域の教育ニーズ、社会的要請、教職員の願い等を踏まえたものとなるよう呼びかけていくことが必要である。</p> <p>一方、各種教職員研修における参加者の満足度は 97.8%と、目標を大きく上回った。人権が尊重される社会づくりに向け具体的に行動できる児童生徒を育成するためには、教育活動全体を通じて人権教育を推進することが大切であり、そのために教職員の資質能力の向上を図ることが必要である。</p>						
令和5年度の取組	No.	取組内容	R5目標・目標値		R5現状値	
	①	「人権教育についての基本方針」に則り、「人権教育推進プラン」に沿った人権教育の在り方についての指導助言のための指導主事派遣を行う。	学校訪問及び研修講座における指導主事派遣数 50 回以上		学校訪問及び研修講座における指導主事派遣数 59 回	
	②	キャリアステージに応じた研修や今日的な人権課題に即した研修を実施する。	研修参加者の満足度 90%以上		97.8%	
	③	各種研修や学校訪問等を通じて、人権教育学習資料集「なかまとともに」の活用促進を図る。	「なかまとともに」活用率 75%以上		74.4%	
No.は実現目標のNo.と対応						

<p>成果と今後の展開</p>	<p>学校等への指導主事派遣数は、コロナ禍前の水準に戻りつつある。キャリアステージに応じた各種研修においては、県の「人権教育の推進についての基本方針」に則り「人権教育推進プラン」に沿った人権教育の在り方についての理解を深める内容をはじめ、様々な個別の人権課題あるいは今日的な人権課題に関する内容の講義等を実施している。また、指導助言の際には、「なかまとともに」に掲載されている教材を積極的に紹介した。各学校における人権教育の更なる推進のために、指導主事派遣をはじめ、各種研修講座において「人権教育の推進についての基本方針」「人権教育推進プラン」について説明するとともに、「なかまとともに」の活用が進むよう、教材の紹介や展開例・ワークシート等の提示、活用場面の提案等を積極的に行う。</p> <p>部落問題学習の充実・発展を図るための取組として、令和5年度は、おもに中学校及び高等学校教職員を対象とした部落問題学習に関する指導資料集を作成・配布するとともに、指導資料集の活用についての教職員研修を3回実施した。併せて、校内研修等で活用できる映像コンテンツの編集にも取り組んだ。今後も、部落差別の解消に向けた教育内容の創造を図っていくために必要な施策を進める。</p>
-----------------	--

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 価 意 見</p>	<p>■「なかまとともに」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「なかまとともに」は、よくできた学習資料だと思う。活用率が74.4%となっているが、教材を活用できていない理由を把握しているのか。教職員の研修実績も良く、学校の人権教育に対する意識が低下しているとは考えにくい。</li> <li>・「なかまとともに」等の教材の活用方法、活用の声を聴いてバージョンアップされる予定などはあるのか。</li> </ul> <p>■人権理解の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人権についての理解を深めるため、憲法に関して学ぶ機会を充実させてほしい。</li> </ul>
--------------------	--

<p>県教委の考え方</p>	<p>○「なかまとともに」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育学習資料集「なかまとともに」は、作成に際し、研究団体等を通じて学校現場の教職員のアイデアを取り入れている。各教材は、各教科等に位置づけ展開できるよう作成しており、各学校の児童生徒や地域の実態に即して、人権尊重社会を築く人間の育成を目指しています。個人持ちの教材ではないため、コロナ禍で「なかまとともに」冊子自体の利用が制限されることもあったが、各学校では必要箇所を増し刷りする等、積極的且つ柔軟に活用いただいている。</li> <li>・初任者研修の人権教育に係る各種研修講座において、「なかまとともに」の具体的な活用について説明するとともに、各学校から要請を受けて、指導主事が「なかまとともに」の活用に向けた講義を行ったり、学校における「なかまとともに」を用いた研究授業に対して指導助言を行ったりしている。さらに、平成28年度には、普遍的な視点からのアプローチ編として、人権教育指導資料集「人権教育の手びき第58集」を、平成29年度には個別的な視点からのアプローチ編として人権教育指導資料集「人権教育の手びき第59集」を作成し、県内の学校・園に配付した。令和3年3月に刊行したリーフレット「すべての学校で部落問題学習を」（県委託）のなかで、「発達段階に応じた学習計画例」として「なかまとともに」の教材を、校種別に子どもたちに付けたい力に応じて紹介した。今後も、昨今のニーズに応じた内容を提供できるよう努めていく。</li> </ul> <p>○人権理解の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初任者研修や各学校の要請訪問等において、指導主事が憲法の重要性を含めた研修や指導助言等を行っている。</li> <li>また、憲法とともに世界人権宣言や子どもの権利条約の理念もふまえ、平成31年に新しく策定した「人権教育推進プラン」にも、それぞれの理念を反映させた取組を示している。いじめや不登校、児童虐待等の問題への対応及び未然防止については、これらと照らし合わせても喫緊の課題と認識し、新たな推進プランがあらゆる教育の場で具現化されるよう、研修等も引き続き行っていきたい。</li> </ul>
----------------	---



## (2) いじめ・不登校等への対策

実現目標	No.	取組内容		目標・目標値		
	①	「奈良県いじめ防止基本方針」に基づく取組の徹底		定性的目標		
	②	「いじめ防止強化月間」の取組推進		定性的目標		
	③	不登校児童生徒に対する学習の支援		定性的目標		
経過						
	No.	現状（策定時・R2）	現状（R3）	現状（R4）	現状（R5）	現状（R6）
	①	方針の周知	方針に基づく取組の徹底	方針に基づく取組の徹底	方針に基づく取組の徹底	-
	②	県立学校における試行的実施	県立学校における実施	県立学校における実施	県立学校における実施	-
	③	-	支援の開始	支援の継続	支援の継続	-
現状と課題	<p>平成25年のいじめ防止対策推進法成立以降、いじめの積極的認知と組織的対応の推進に努めてきたが、令和3年3月に改定された「奈良県いじめ防止基本方針」に基づく取組等、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に強化・推進する必要がある。</p> <p>また、不登校児童生徒の支援に関しては、教育機会確保法に基づく児童生徒の社会的自立を目指した教育、児童生徒一人一人の個別最適な学び等を実現するため、これまでの心理的支援や福祉的支援に加え、学習支援に力を入れる必要がある。</p>					
令和5年度の取組	No.	取組内容		R5目標・目標値	R5現状値	
	①	「奈良県いじめ防止基本方針」の趣旨を徹底する。		県立学校における「学校いじめ防止基本方針」に沿った適切な対応の実施	県立学校において「学校いじめ防止基本方針」による取組と適切な対応の実施	
	②	県教育委員会主催の各種研修講座及び各校の校内研修等において、「奈良県いじめ防止基本方針」に基づく取組を周知し、教職員の資質向上を図る。		県内全公立学校長等を対象とするいじめ防止対策に係る研修を実施	県内全公立学校長等を対象とするいじめ防止対策に係る研修会を実施	
	① ②	いじめの早期発見・早期対応のため、いじめの積極的認知に取り組む。		1,000人あたりの認知件数 全国平均以上 解消率80%以上	R4 1,000人あたりの認知件数 県 58.1件 (全国 53.3件) R4 解消率 県 80.4% (全国 77.1%)	
No.は実現目標のNo.と対応	③	不登校生徒のための学びの場「フレキシスクール」を設置し、オンラインによる個に応じたフレキシブルな学びの機会を提供する。		個別支援の実施	令和5年6月運用を開始し、35名の生徒と不登校生徒の保護者、担任に対し支援を実施中	

<p>成果と今後の展開</p>	<p>「奈良県いじめ防止基本方針」の改定に伴い、県立学校において「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行った。各県立学校では、「学校いじめ防止基本方針」を各県立学校 Web サイトに掲載し、児童生徒や保護者、地域住民が共有することで、いじめを許さない意識の醸成に努めていく。</p> <p>また、12月を「いじめ防止強化月間」と定め、県内全公立学校長等を対象としたいじめ防止対策に係る研修会を実施するなど、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応への取組を徹底するとともに、年度内のいじめ解消に向けて対策を強化することができた。引き続き、いじめの積極的な認知及びいじめ解消に向け各学校の実態に応じた取組の充実を図っていく。</p> <p>不登校支援に関しては、フレキシスクールの運営により、いずれの支援にもつながっていない生徒とつながり、生徒が各自のペースと興味・関心に基づいて無理なく活動に参加できる学びの場を提供することができた。今後、2年間の試行の成果を検証し、より有効な不登校支援の形を検討する。</p>
-----------------	--

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 価 意 見</p>	<p>■不登校（不登校生徒のためのフレキシスクール試行の成果）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フレキシスクールの設置は学びの場を確保したいという保護者にとって、拠り所となる。また、児童生徒、保護者、担任などへのメンタルケアの機会充実を願う。</li> <li>・不登校生徒のためのフレキシスクールの設置は大変よい。試行の成果は何か。</li> <li>・不登校の原因を調査するとともに、個別の子どもに対応した校内・校外の居場所が確保できるとよいではないか。</li> </ul> <p>■いじめ（いじめの認知に関するアプリ）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期発見・早期対応が望まれ、事後対応も重要である。</li> <li>・いじめの認知に関するアプリを開発され、本格実施された結果はどのようなものか。また、実施により、いじめ認知件数への影響があったのか、いじめの早期発見・早期対応に繋がった事例があったのか。そして、教員が毎日17項目を入力することへの負担に対する意見があったか。</li> </ul> <p>■インターネットリテラシー教育の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ネットいじめの問題をはじめとして、インターネットトラブルを未然に防ぐためのインターネットリテラシー教育の充実を願う。</li> </ul>
----------------------------	--

<p>県教委の考え方</p>	<p>○不登校（不登校生徒のためのフレキシスクール試行の成果）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フレキシスクール「不登校支援ならネット」では、オンラインでの活動を主として、学習活動と個別支援活動、小集団による「居場所活動」や各種行事・イベントの時間を設けている。5教科の各教科担当教員がライブ授業を行い、生徒は自分で選択している。授業の前後には個別の質問への対応や授業内容の個別指導、悩み事の相談ができる時間を設定しているため、各自のニーズに合わせて参加することができる。保護者に対しても定期的な保護者会を開催し、希望があれば来所教育相談につなげるなど、保護者支援の充実にも取り組んでいる。</li> <li>・2年間試行として取り組み、県内5市（生駒市、橿原市、葛城市、桜井市、大和高田市）及び教育研究所にオンラインクラスを設置し、それぞれに配置した担任は、教科担当も兼ねている。成果として、生徒が各自のペースと興味・関心に基づいて無理なく活動に参加できる学びの場を提供できている。今年度からは、オンデマンド形式の授業動画作成とその提供も開始しているため、従来の入校生以外の「コンテンツ活用コース」への入校生も募集し、県内の不登校中学生への支援の幅を広げていくように努める。試行で得られた効果等を検証し、本格実施に向けてより有効な形での実施を進める。</li> <li>・現在、県内12市5町に教育支援センター（適応指導教室）等が設置されている。奈良市においては、「HOPあやめ池」が新たに開設された。また上牧町に官民連携フリースクール「Smile Farm かんまき」、斑鳩町に「子どもと親のフリースペース くるむ」、三宅町に「教育相談室 G・LOVE」が開校した。教育研究所では、来所教育相談や「居場所『こまどりルーム』」、オンライン支援を行い、支援機関とつながっていない不登校児童生徒の減少を目指すとともに、支援により不登校児童生徒の学校復帰を含む社会的自立につなげている。今後も、市町村教育委員会と連携し支援に努める。</li> </ul>
----------------	---

<p>県教委の 考え方</p>	<p>○いじめ（いじめの認知に関するアプリ）について  「気付き見守りアプリ」は令和5年9月から県内全ての公立小学校、義務教育学校前期課程、及び特別支援学校小学部に導入した。アプリの導入により、「担任以外の教職員では気付きにくかった児童の様子や変容について、知ることができるようになった。」「いじめ等対応の記録について、教職員によって書き方がバラバラだったが、アプリの活用により様式が一元化され、またデータが蓄積されていくため、学校としてまとめる手間が省けるようになった。」等の意見がある。また、放課後の5分間を「アプリ入力タイム」として音楽を流し、その日入力対象となる児童の有無にかかわらず、日頃からの入力と一日の振り返りを意識付けしているとの例もある。各校の所管教育委員会からは、校内いじめ対策委員会等でいじめ認知した児童の情報が教育委員会に共有され、当該校と設置者が包括的な指導・支援体制が構築できているとの声もある。アプリの入力については、事案経過記録の入力も含め15分程度と聞いている。今後、アプリの活用状況や実用性等の検証を行い、アプリの機能改善やいじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた学校づくりに努める。</p> <p>○インターネットリテラシー教育の充実について  各校種の生徒指導部会等での指導助言において、インターネットトラブルを未然に防ぎ、児童生徒を犯罪被害者にも加害者にもさせないようインターネット及びスマートフォンなどの利便性と危険性を伝える内容を含めた防犯教室や講習会開催の重要性を伝えている。</p>
---------------------	--

## (3) 特別支援教育の推進

No.	取組内容		目標・目標値		
①	障害のある子どもと障害のない子どもの交流及び共同学習の充実		子どもの実態に応じた交流及び共同学習の計画的な実施		
②	個別の教育支援計画や個別の指導計画の実効性のある活用		作成率の増加		
③	特別支援教育に関する研修会の実施		実施率の増加		
経過					
No.	現状(策定時・R2)	現状(R3)	現状(R4)	現状(R5)	現状(R6)
①	市町村教育委員会等に交流及び共同学習の事例等について周知	主体的に取り組める交流及び共同学習に向けた事前学習の実施	相互理解を深めるための交流及び共同学習の実施	相互理解を深める工夫をした交流及び共同学習を継続的に実施	-
②	個別の教育支援計画作成率 70.5% 個別の指導計画作成率 81.4%	個別の教育支援計画作成率 85.4% 個別の指導計画作成率 87.5%	個別の教育支援計画作成率 95.0% 個別の指導計画作成率 95.8%	個別の教育支援計画作成率 96.1% 個別の指導計画作成率 96.3%	-
③	研修を実施した小・中学校の割合 75.5%	研修を実施した小・中学校の割合 80.5%	研修を実施した小・中・高等学校の割合 85.4%	研修を実施した小・中・高等学校の割合 88.0%	-
※ ②は通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒(通級による指導を受ける児童生徒を除く)の作成率					
現状と課題	<p>子どもの実態に応じた交流及び共同学習が計画的に実施されるよう、市町村教育委員会特別支援教育担当者を対象とした協議会や教員を対象とした研修会等で交流及び共同学習の意義等を伝えている。また、「奈良県の特別支援学校と小学校・中学校・高等学校との『交流及び共同学習』実践事例集」を作成し市町村教育委員会等に提示するとともに、奈良県教育委員会事務局特別支援教育推進室WEBサイトにも掲載している。各校において、年間を通じて計画的に交流及び共同学習の機会を設け、活動内容の充実が図られるよう取り組んでいる。相互理解を深めたり互いに尊重し合う大切さを学んだりすることができるよう継続して取り組み、活動後は次の活動に向けて、より効果的な交流及び共同学習の実施へつなげていく必要がある。</p> <p>通級による指導を受けている児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒への個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成が義務付けられたが、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用が求められている。作成率は年々上昇しており、個別の教育支援計画の作成率は令和4年度から1.1ポイント、個別の指導計画の作成率は令和4年度から0.5ポイント上昇した。小・中学校だけでなく、高等学校においても特別な支援を必要としている生徒が在籍しており、小・中・高等学校の全ての教員の特別支援教育に関する知識や理解を深めるため、研修を実施することが重要である。また、センター校の役割を担う特別支援学校においても、その機能を強化するため、更に研修等の充実を図ることが必要である。</p>				

	No.	取組内容	R5目標・目標値	R5現状値
	令和5年度 の取組  No.は実現 目標のNo. と対応	①	児童生徒同士が相互理解し、互いを尊重し合う大切さを学ぶことができるよう、事前事後学習を含む全活動において、使用する教材等を工夫したり、ねらいが達成できるような活動内容の充実を図ったりして、年間を通じて継続的に交流及び共同学習を実施する。	児童生徒同士の相互理解を深めることをねらいとした交流及び共同学習の継続的な実施
②		通常の学級に在籍する障害のある児童生徒についても個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用に努める。	通常の学級に在籍し個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成している児童生徒（通級による指導を受けている児童生徒を除く）の割合の増加	個別の教育支援計画作成率 95.0%→96.1% (R4)(R5)  個別の指導計画作成率 95.8%→96.3% (R4)(R5)
③		特別支援教育に関わる知識や理解を深めるため、学校等支援で行う職員研修会等、各校の実情に応じた研修を実施する。	特別支援教育に関する研修を実施した学校の割合（小・中・高等学校等）の割合の増加	研修を実施した小・中・高等学校の割合 88.0%
成果と今後の展開	<p>交流及び共同学習の実施にあたり、特別支援学校教員が小・中学校等に出向いて、児童生徒を対象に、障害特性の理解を深めるための事前事後学習を行うなどし、計画的に交流及び共同学習を行うことができた。また、例えば、互いの学校を交えたチームを作って相談しながら進めていくような活動を取り入れるなどし、相互理解を深めることができるよう活動内容を工夫することができている。活動後に評価・改善等を行うことで、次の交流及び共同学習ではより効果的な活動へつなげるようにするなど、継続的に実施する中で、活動内容の充実が図られている。今後も、市町村教育委員会特別支援教育担当者を対象とした協議会や教員を対象とした研修会等で交流及び共同学習の意義や事例等を伝えていく。</p> <p>障害のある全ての児童生徒の教育的ニーズに応じた指導や支援が必要であるため、市町村教育委員会を対象にした協議会や教職員を対象とした研修会等において、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用について周知を行った。さらに、必要に応じて個別の実態に応じた課題の設定や具体的な記入の仕方を伝えたり、関係機関等との連携における活用例を伝えたりするなどしてサポートしている。今後も個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用に向けた取組を更に進めていく。</p> <p>特別支援教育に関わる知識や理解を深めることができるよう、学校等支援で行う職員研修会等において、各校の実情に応じた研修を実施してきた。さらに、小・中・高等学校の全ての教員が特別支援教育に関わる知識や理解を深めることができるよう研修を充実させていく。</p>			

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

<p>評 意 価 見</p>	<p>■取組内容の表記と充実について 「障害のある子どもと障害のない子ども」という表記が現代に合っていないのではないか。県として子ども同士の交流を拡大させていくような発想があるのか。</p> <p>■個別の指導計画及び個別の教育支援計画の活用について 個別の指導計画、教育支援計画が実際に活用されているのか。</p>
----------------------------	--

<p>県教委の 考え方</p>	<p>○取組内容の表記と充実について 「障害のある子どもと障害のない子ども」という表記について、次回の改訂から適切なものを考えていく。 奈良県においても、例えば、地域の観光センターと共同して、生徒が作業学習で制作した菓を地域の観光地に置き、観光客の方に使ってもらったり、地域の自治会と共同して、特別支援学校の文化祭で児童生徒が地域の伝統文化に触れたりするなど、地域との連携を深める活動を行っている。今後も、地域との交流や小中学校等との交流及び共同学習を進めていく。</p> <p>○個別の指導計画及び個別の教育支援計画の活用について 例えば進級・進学等の際に切れ目なく支援を行うための次年度への引き継ぎ資料や、関係する支援者が集まり対象児童生徒の支援についてより適切な支援を行うための支援会議の資料等に活用している。今後も個別の指導計画及び個別の教育支援計画が、大切なツールとしてさらに活用できるよう特別支援学校や市町村教育委員会等に啓発していく。通級による指導を受けている児童生徒は、通常の学級に在籍し、通級指導教室において自立を目指し、障害による学習上・生活上の困難を改善・克服するため一人ひとりの状況に応じた学習を行っている。通級による指導を受けている児童生徒は、特別支援学校や特別支援学級に在籍している児童生徒と同様、必ず個別の指導計画及び個別の教育支援計画を作成することとなっており、奈良県においても作成率は100%である。</p>
---------------------	---

## (4) 多文化共生教育の推進（外国人児童生徒等への対応）

実現目標	No.	取組内容				目標・目標値
	①	一人一人に応じた日本語指導の実施				定性的目標
	②	多文化共生教育、日本語指導に関する研修講座の充実				満足度 90%以上
経過	No.	現状（策定時・R2）	現状（R3）	現状（R4）	現状（R5）	現状（R6）
	①	教職員対象の研修 年2回開催	年2回	年2回	年2回	-
	②	98.4%	97.5%	97.9%	99.7%	-
現状と課題	<p>一人一人の日本語の習得の実態に応じた日本語指導に係る教職員研修を2回実施した。</p> <p>また、多文化共生の考え方に基づく教育や、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の実情に即した日本語指導の在り方に関する研修講座における参加者の満足度は99.7%であった。今後も、全ての学校で外国人に対する偏見や差別意識を解消するとともに、違いを豊かさとして捉え、多様な文化を理解し尊重する価値・態度を育成する必要がある。</p>					
令和5年度の取組 No.は実現目標のNo.と対応	No.	取組内容		R5目標・目標値	R5現状値	
	①	自主夜間中学を含む地域日本語教室の人材不足を解消し、受入拡充を図るため、専門知識を有する講師を派遣する。		派遣時間数 200時間以上	のべ98時間	
	① ②	教職員及び社会教育関係者を対象に、多文化共生教育や日本語指導の在り方等をテーマとした、外国人児童生徒等の教育に関する研修を実施する。		研修参加者の満足度 90%以上	99.7%	
	① ②	各学校及び地域日本語教室等において、個に応じた日本語指導ができる日本語指導者・ボランティア等を育成する研修を実施する。		研修参加者 延べ150人以上	64人	
成果と今後の展開	<p>② 各種研修や学校訪問等を通じて、人権教育学習資料「なかまとともに」の活用促進を図る。（再掲）</p> <p>「なかまとともに」活用率75%以上</p> <p>74.4%</p>					
	<p>地域日本語教室における人材不足を解消するとともに、日本語学習を希望する外国人の受入れ人数の増員を図るため、既存の地域日本語教室及び自主夜間中学に専門知識を有する講師（日本語教師）をのべ98時間派遣した。業務の都合上、予定より派遣期間が短くなったため、派遣時間数が目標値に届かなかった。引き続き、講師派遣についてより広く周知し、派遣時間総数を増やすだけでなく、より多くの地域日本語教室に対し講師を派遣するなど、地域日本語教室の質の更なる向上を図るとともに、日本語学習を希望する外国人等の教室へのマッチングについても積極的な施策を講じる。</p> <p>また、日本語学習支援者の指導力の向上だけでなく、地域日本語教室の在り方や新規開設のノウハウ等の理解促進を目的とした研修を4回実施、参加者はのべ64人であった。今年度は、地域日本語教室の授業見学や、日本語指導者同士の情報交換等を主たる研修目的としたため、受講人数を制限する必要があり、令和4年度より受講者数は減少したが、地域日本語教室を開設していない自治体に対する働きかけの機会となった。今後、外国人支援の各部局と連携し、日本語学習支援者に望まれる資質・能力を身に付けることを目的とした内容のみならず、学習者の理解や多文化共生等の内容も加味した取組を構築していく。あわせて「なかまとともに」等を活用し、多文化共生教育の更なる充実を図る。</p>					

■有識者による評価・意見等及び教育委員会の考え方

評 意  価 見	<p>■研修の対象について 日本語指導者・ボランティア等育成のための研修は、本年度も行政職員や学校教職員を対象としたものだけだったのか。</p>
----------------------	--

県教委の 考え方	<p>○研修の対象について 県内各地域において、一定の質が担保された日本語指導を担うことができる人材を養成するために、市町村の日本語教育担当者、学校関係者だけでなく、県内の日本語教室の日本語指導者・ボランティア等を対象に、日本語指導者としての資質・能力の向上を目的とした研修を実施している。研修内容について、今後、指導のノウハウ、学習者の理解、多文化共生、地域の実態をふまえた実践等に関する資質・能力を身に付ける研修が必要であるとする。</p>
-------------	--



## IV 関連資料

### III 関連資料

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

抜 粋

（事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- (1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (3) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること
- (5) 次条の規定による点検及び評価に関すること。
- (6) 第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 奈良県教育委員会点検・評価実施要領

(目的)

第1 県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検・評価し、効果的な教育行政の推進及び改善・充実に資することを目的とする。

(点検・評価の対象)

第2 次に掲げる項目について、点検・評価を実施する年度の前年度の実績に基づき、点検・評価を行う。

- (1) 県教育委員会の活動状況
- (2) 県教育委員会が実施する施策及び事業
- (3) 県教育委員会が定める時の課題項目

(推進体制)

第3 点検・評価の円滑な実施を図るため、教育長、教育次長、教育研究所長、事務局各課(室)長により内部評価委員会を設置する。

2 作業部会として事務局各課(室)及び教育研究所の課(室)長補佐級職員により内部評価ワーキンググループを組織し、点検・評価全般に係る事務を行う。

(点検・評価の主体)

第4 県教育委員会が点検・評価を実施する。

2 第2に掲げる項目に係る資料の作成は、以下のとおり行う。

- (1) 県教育委員会の活動状況については、企画管理室で素案を作成する。
- (2) 県教育委員会が実施する施策及び事業の評価については、施策・事業体系に従って、それぞれを担当する課(室)及び教育研究所が施策評価シートを作成し、内部評価ワーキンググループにおいて総括する。
- (3) 時の課題項目については必要に応じテーマを設定し、義務教育課がテーマに関係する課(室)及び教育研究所と連携を図りながら点検・評価を行う。

(点検・評価の手法)

第5 点検・評価は、以下のとおり対象に応じた手法により行う。

- (1) 県教育委員会の活動状況については、教育委員会の開催状況や審議事項等を総括し点検する。
- (2) 県教育委員会が実施する施策及び事業については、全国比較・経年分析等が可能なデータを収集し、現状分析を行うとともに課題を整理し今後取り組む施策の方向性を明らかにする。
- (3) 時の課題項目については、必要に応じ点検・評価の資料となる情報・データ等を収集し、客観的事実に基づいて施策の現況や効果を評価する。

(第三者からの意見聴取)

第6 点検・評価の客観性・公平性を高めるため、学識経験者等により組織する「教育評価支援委員会」を設置し、点検・評価の方法や結果について意見を聴取する。

(点検・評価の報告)

第7 点検・評価報告書を作成し、県議会に提出する。

(点検・評価の公表)

第8 点検・評価報告書を県議会へ提出し報告受理の議決を得た後、県教育委員会のホームページに掲載する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

## 教育評価支援委員会設置要綱

(設置)

第1 県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検・評価するにあたり、点検・評価の客観性・公平性を高めるため、点検・評価の方法や結果について意見を聴取することを目的として、教育評価支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 支援委員会は、次のことについて協議し、県教育委員会に意見の具申を行う。

- (1) 点検・評価方法の改善・充実に関すること
- (2) 点検・評価結果に関すること

(組織)

第3 支援委員会は、7名以内の委員で組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者及び保護者のうちから、県教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4 委員の任期は原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 支援委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は会務を総理し、支援委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6 支援委員会の会議は、県教育委員会が招集し、委員長が進行する。

2 委員長は、必要があると認めるとき、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 支援委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7 支援委員会の庶務は、教育委員会事務局義務教育課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。